

令和2年第3回平群町議会

定例会会議録（第2号）

招 集 年 月 日	令和2年6月9日			
招 集 の 場 所	平群町議会議場			
開 会 （ 開 議 ）	6月9日午前9時0分宣告（第2日）			
出 席 議 員	1 番 岩 崎 真 滋	2 番 長 良 俊 一	3 番 山 本 隆 史	4 番 井 戸 太 郎
	5 番 稲 月 敏 子	6 番 植 田 い ず み	7 番 山 口 昌 亮	8 番 森 田 勝
	9 番 山 田 仁 樹	1 0 番 窪 和 子	1 1 番 下 中 一 郎	1 2 番 馬 本 隆 夫
欠 席 議 員	な し			
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	西 脇 洋 貴	副 町 長	植 田 充 彦
	教 育 長	岡 弘 明	会 計 管 理 者	大 辻 孝 司
	政 策 推 進 課 長	巳 波 規 秀	総 務 防 災 課 長	川 西 貴 通
	税 務 課 長	橋 本 雅 至	住 民 生 活 課 長	大 浦 孝 夫
	健 康 保 険 課 長	辰 巳 育 弘	福 祉 こ ど も 課 長	西 岡 勝 三
	観 光 産 業 課 長	島 野 千 洋	都 市 建 設 課 長	今 田 良 弘
	教 育 委 員 会 総 務 課 長	松 村 嘉 容	上 下 水 道 課 長	寺 口 嘉 彦
	政 策 推 進 課 主 幹	酒 井 智 志	政 策 推 進 課 主 幹	福 井 伸 幸
	政 策 推 進 課 主 幹	松 本 光 弘	総 務 防 災 課 主 幹	浅 井 利 育
	住 民 生 活 課 主 幹	乾 宏 美	住 民 生 活 課 主 幹	岡 田 康 裕
	福 祉 こ ど も 課 主 幹	竹 吉 一 人	福 祉 こ ど も 課 主 幹	浦 井 久 嘉
	福 祉 こ ど も 課 主 幹		都 市 建 設 課 主 幹	
	都 市 建 設 課 主 幹		教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹	
	教 育 委 員 会 総 務 課 主 幹			

本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 主 幹 主 査	西 谷 英 輝 高 橋 恭 世 大文字 睦 美
議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。	

一般質問発言順序

発言 順序	議席 番号	氏 名	質 問 要 旨
1	7 番	山口 昌亮	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 櫛原地区のメガソーラー建設について</li> <li>2 介護保険事業でのデマンドタクシー導入について</li> <li>3 一時預かり保育事業の充実を</li> </ol>
2	6 番	植田 いずみ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども園の土曜保育での昼食提供について</li> <li>2 小中学校のトイレの洋式化等への改修について</li> <li>3 新型コロナウイルス下での学校再開について</li> </ol>
3	10 番	窪 和子	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 新型コロナウイルス感染防止対策について</li> <li>2 町公式ホームページのリニューアルを</li> <li>3 森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅の早期着工を</li> </ol>
4	1 1 番	下中 一郎	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平群町第5次総合計画の見直しについて</li> <li>2 町勢要覧の作成について</li> <li>3 防災協定の締結について</li> </ol>
5	1 2 番	馬本 隆夫	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 平群駅前線東側区域の町道拡幅を</li> <li>2 新庁舎建設予定について</li> <li>3 平群町公共施設等総合管理計画について</li> <li>4 公共交通空白地域解消について</li> </ol>

令和 2 年 第 3 回 ( 6 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 2 号 )

令和 2 年 6 月 9 日 ( 火 )  
午前 9 時開議

日程第 1 一般質問

再 開 （午前 9時00分）

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより令和2年平群町議会第3回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

（ブー）

○議 長

本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程表のとおり、一般質問であります。

日程第1 一般質問を行います。

今定例会の一般質問は10名の議員から提出されております。本日は発言順位1番から5番までといたします。順次質問を許可いたします。

発言番号1番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7 番

皆さん、おはようございます。一般質問の一発目ということで、ちょっと最初の原稿も長くなっていますが、よろしくお願ひします。大きく3点です。通告に基づいて質問します。

1点目は、櫛原地区のメガソーラー建設についてということです。

この建設事業については幾つか質問するわけですが、まずこの開発行為の経過について、町がこの開発計画を明らかにしたのは、昨年7月9日の町議会全員協議会でした。その時点では既に開発申請、昨年4月8日ですが、が県に提出されてから3か月もたっていました。全員協議会での説明では、その半年前の1月11日に「太陽光発電設備設置に関する指導要綱」、この要綱に基づいて事業者、当時は生駒平群発電株式会社（資本金10万円）と協定書を締結しているということでした。現在の協定書については、昨年9月2日締結の分だということです。大規模な山林の開発について、本町では二十数年前、今回の開発とも重なる地域でゴルフ場計画があり、大きな住民運動になりました。また、現在工事中のローズタウン若葉台北西の太陽光発電開発についても、近隣住民から防災面を中心に改善要望が出され、一部設計変更もされました。このような経験、経緯があり、また48ヘクタールにも及ぶ山林開発で下流域の住宅地に様々な影響が危惧されるにもかかわらず、住民、議会に説明がなかったのはなぜか。町への事前協議の段階で議会に説明するというのが本来の行政の姿勢と考えますが、町長の見解はいかがでしょうか。

2点目は、昨年7月の全員協議会の後、9月2日に町は事業者と協定書を締結し、11月1日には県が開発許可を出しました。町が協定書を締結した事業者は、生駒平群発電株式会社となっています。しかし、今年1月20日付で今回の事業が生駒平群発電株式会社から協栄ソーラーステーション合同会社（以下、協栄ソーラーとします）に引き継がれています。当然、町との協定を遵守する旨の文書も協栄ソーラーから提出されているはずだと思いますが、いかがでしょうか。

また、協栄ソーラーは実態のない、いわゆるペーパーカンパニーだということは当然御存じだと思いますが、この点についてはどうでしょうか。昨年12月17日、事業者が実施した住民説明会の町への報告書、今年の3月13日付で出されたようですが、これには生駒平群発電株式会社となっているのはどうしてでしょうか。

三つ目は、このメガソーラー建設について多くの住民、とりわけ樁台や若葉台などの下流域の住民が危惧するのは、昨今の異常気象とも相まった災害です。住民説明会でも防災や被害が出た場合の補償についての質問が出されました。町と事業者の協定書には「本事業施工中や造成後に本事業に起因して災害が発生した場合において、乙（事業者）の責任において解決するものとする」としています。資本金10万円の生駒平群発電株式会社やペーパーカンパニーの協栄ソーラーが災害時に十分な補償ができるとはとても思えません。町の見解を伺います。

ところで、住民説明会では生駒平群発電株式会社、協栄ソーラーの名前は一切出でこず、実際に仕切っていたのは株式会社インフラックスという会社です。そのときの説明では、インフラックスがエバーストリームという会社から業務委託を請けて事業をする、事業費はエバーストリームと資産運用会社であるブラックロックグループが共同で出資するということでした。これは実際の事業者が生駒平群発電株式会社でも、協栄ソーラーでもないということです。そうであるならば、町が協定書を結ぶべき相手はエバーストリームかインフラックスであるべきです。町長の見解を伺います。

4点目は、町が事業者と結んだ協定書の内容について、住民説明会ではこのことについて参加者から「住民との補償問題が記載されていない」「何々を努めるものとするばかりで、努力したけど駄目だったでは済まされない」などの意見が出され、事業者は町と協議すると回答しました。それから半年、協議はされたのでしょうか。また、協定書に住民の意向を反映することが大事だと考えますが、町長はいかがお考えでしょうか。

この項目の最後、5点目です。送電設備については、建設中の櫛原から西向

まで3キロメートルにわたって町道を占用する計画になっています。道路の占有許可は公益の範囲に限られ、上下水道、鉄道、電気、ガスなどそれぞれの事業法に基づく施設を設置するために公益企業者が行う企業占用が認められています。今回の送電ケーブル等は自営線として敷設されるものであり、基本的には公益企業でないため、許可については道路の構造または交通に支障を及ぼすおそれがないかなどを個別に道路管理者である町が判断することになります。事業者の計画図によれば、元山上口駅から北幼稚園南側の2車線区間、西向地区の竜田川沿いの1車線区間、北幼稚園南側から山口神社下、櫛原地区内の1車線区間が含まれます。この区間には北小学校、平群中学校の通学路が含まれること、狭小な道路のため緊急車両の通行にも支障があることなどから許可対象とするには多くの問題がありますが、当該自治会への説明が十分に行われていません。この送電ルートについてどのような検討、調整を行い、事業者とどのような協議をされたのか説明を求めます。

大きい2点目は、介護保険事業でのデマンドタクシー導入についてです。

4月の公共交通特別委員会で、町から介護保険事業によるデマンドタクシー導入の方針が示されました。高齢化の中で医療機関や買物など高齢者の外出支援は行政としての重要な課題であり、実施の形態は別にしてデマンドタクシー事業の実施は歓迎すべきものです。高齢化率がこの10年間で10%以上も上昇して38%近くになり、さらに高齢者の過半数が75歳以上の後期高齢者である本町にとっては、これまでのコミュニティバス事業だけでは多くの高齢者のニーズに合わない状況になっています。このことからデマンドタクシーの導入は必要な事業と考えます。これを前提に、より利便性の高い事業になるよう幾つか提言をし、町長の見解を伺います。

1点目は、なぜ介護保険事業として実施するのか。町の説明は、高齢の交通弱者を支える福祉事業としてということでした。デマンドタクシー事業には介護予防の側面は確かにありますが、三郷町では一般対策事業として、登録すれば全ての住民が利用できます。それが本町ではなぜできないのか。町財政が脆弱だからではないでしょうか。このことを率直に住民に説明すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

2点目は、介護保険事業として実施することで様々な制約が出てきます。65歳以上という年齢の制限、身体的な障がいがあっても、妊婦さんや乳児を持つ親であっても、64歳までの人は利用できません。また、65歳以上であっても要介護、要支援の認定者、障害者手帳の保持者、フレイル状態にある者との制約があります。財源が1号被保険者の保険料ということなので、これらの制限は当然といえば当然ですが、65歳以下でも障がい者や妊婦さんなど必要

な人が利用できるようにする工夫はできないのでしょうか。例えば、その経費は一般会計で負担し、介護事業と一般施策を組み合わせた事業にできないのか調査研究すべきと考えますが、どうでしょうか。

3点目は、町内の高齢者にとってデマンドタクシーの行き先として、近畿大学奈良病院と西和医療センターが欠かせません。この二つの総合病院は、町外ではありますが、町内どこからでも10キロ以内の至近距離です。ここは関係機関ともしっかり協議し、利用範囲に入れるべきです。また、運行日に土曜日は最低でも入れるべきだと考えます。医療機関は土曜日にも開いています。時間についても、終了が午後4時では早過ぎます。6時まで延長すべきではないでしょうか。そうなった場合の経費の試算も併せてお答えください。

4点目は、必要経費はタクシー事業者に車両2台で委託して年間1,000万円との説明でした。1号被保険者の1人当たりの負担は約1,695円。なお、3年間は400万円を上限に経費の3分の1の県の補助があるということなので必要経費は800万円で、1号被保険者の負担は1,130円となります。一昨年、平成30年度決算での保険料収入は4億5,700万円で、1人当たり約6万4,000円ですからデマンドの導入による負担増は県補助がなくても保険料の2.6%で、1人当たり1,664円になります。利用料収入を差し引けば、2%前後で1人1,280円、そんなに大きな負担にはならないと考えます。また、介護保険会計の昨年度時点の剰余金は4億7,000万円、先ほど提案した土曜日の運行や午後6時までの延長による経費増を賄うには十分過ぎる程の財源があると考えます。町長の見解を求めます。

大きく3点目、一時預かり保育事業の充実をということで質問します。

現在、ゆめさとこども園で実施している一時預かり保育事業、本町では早くから実施している子育て支援事業で、若い世帯に歓迎されている事業でもあります。この一時預かり保育事業について、ある若いお母さんから手紙を頂きました。内容はもっと利用しやすいように、申請や優先順位、追加申込み、定員を改善してほしいというものです。これは手紙を寄せていただいた方だけではないと次のように書かれています。「今現在、知り合いのママたちの間では、このようなことが困っています」として、要望事項の一覧表もありました。そして、「何人か、ゆめさとこども園の先生に改良するように伝えている方もいますが、なかなか変えてくれません。私も教育委員会に言いに行きましたが、そのときの担当の方がおらず、伝えておきますのみで終わり、その後、こども園の先生にもお願いしましたが変わりません」、このような手紙です。

そこで改善すべき要望です。1、申請について、現在の前月20日、休日の場合は次の平日ですけれども、1日のみを二、三日に申請日を拡大する。時間



も現在の9時から16時を8時から18時に拡充する。2点目は、優先順位について、これは中身については詳しく分かりませんが、平等にしてほしいということでした。今は平等でないのかどうか、それは確認しています。3点目、追加申込みについて、電話での問合せにキャンセルで空いた日があれば教え、すぐに予約を入れてほしい。4点目、これは定員についてです。1日10人の枠を広げてほしい。この四つの改善点について、町長、教育長の見解を伺います。

以上、大きく3点について明快な答弁をよろしく願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員の大きな1点目の御質問でございます。櫛原地区のメガソーラー建設についてお答えを申し上げます。

まず一つ目の議会、住民の方への説明についてでございます。

本事業の議会への説明につきましては、昨年7月9日に全体の事業概要の説明を、11月29日には事業の進捗状況について、全員協議会におきまして説明をしております。議員御指摘のように、本来でしたら奈良県への開発申請後に説明会を行うのが本意でございますが、事業計画など議会への説明内容の取りまとめができていなかったことなどから説明の時期に遅れが生じたところでございます。また、住民の方への説明につきましては、本事業は宅地造成等規制法及び森林法の許可を受けて実施される事業であることから、許可権者ではない平群町が主体的に説明を行うことはしておりません。ただし、事業者の対応といたしまして、昨年12月17日に住民説明会を開催しており、事業着工までに再度、住民説明会を開催する意向であると報告を受けておるところでございます。

二つ目の事業者の変更による協定書の提出についてでございます。

平成31年1月11日付で締結をいたしました平群町太陽光発電設備設置に関する協定書並びに令和元年9月2日付で締結いたしました協定書の地位承継をするための覚書を、令和2年3月30日付で平群町、生駒平群発電株式会社、協栄ソーラーステーション合同会社の3者で締結をしております。

次に、協栄ソーラーがペーパーカンパニーであるという認識につきましては、いわゆるペーパーカンパニーという言葉の法的な根拠が明確ではなく、言葉自体が俗語として使用されているケースが多いことから、行政がその言葉を用いて判断することは適切ではないというふうに認識しております。

次に、住民説明会の報告書提出者の名称についてでございます。

時系列で申し上げますと、報告書の提出が本年の3月13日、地位承継の覚書締結が3月30日なので、3月13日時点では、生駒平群発電株式会社はこの事業に関する関係者であり、昨年12月17日の住民説明会開催時点での事業者として報告書が提出されたというふうに認識をしております。

三つ目の事業者の補償能力についてでございます。

現行の会社法では、資本金の多寡によらず会社の設立が可能であり、資本金の額だけで事業者としてふさわしいか、補償能力があるかを判断することは困難であると考えています。ただし、災害時における対応や被害が発生した場合の補償については、今後、事業者と協議を行う必要はあると認識をしております。また、協定書締結の相手先につきまして、現時点で本事業の承継事業者は協栄ソーラーステーション合同会社であります。奈良県に対しまして宅地造成等規制法及び森林法の許可の承継手続を行っていることから、協定書の締結の相手方は協栄ソーラーであるというふうに認識をしております。

4点目の協定書に住民の意向を反映させることについてでございます。

協定書は、本事業を実施するに当たり、平群町と事業者の間で締結するものでございます。事業が円滑に行われ、事業完了後においても適正な維持管理を行うなど、事業者として遵守、履行すべき事項を定めております。今後、事業者が工事着手し事業が進んでいく中で、事業区域周辺住民の方からの意見や意向については、その都度、事業者に伝え、対応すべきものについては迅速に対応するよう事業者と協議を行うところでございます。

以上でございます。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

5点目についてお答えします。

送電ルートについては、事業者が様々なルートについて技術面や費用、交通対策などを検討し、専門の電気事業者（きんでん）が測量・設計を行い、当該ルートを計画されたと認識しています。道路占用に伴う事業者との協議については、事業者が作成した計画書により、道路占用の期間、場所、工作物（埋設物）の構造等を道路法占用の許可基準に基づき審査し、他の地下埋設占用者（ガス・水道等）との協議内容や復旧計画なども含め確認しています。また、道路交通法の交通規制について、所轄である西和警察署と本町、事業者の3者で協議を行っています。

本件については、道路法の許可基準をクリアしていること、警察協議が整ったことから、令和2年3月17日付で事業者に占用許可を出しています。ただ

し、工事区間ごとに再度、道路占用許可及び道路交通法に基づく西和警察署の道路使用許可を取得しなければならないことを条件を付しております。今後、工事区間ごとに申請書が提出されたときは、特に交通安全対策については西和警察署と連携し、適切な指導を図ってまいりたいと考えております。

○議 長

山口君。

○7 番

じゃあ、順次再質問します。

まず1点目、何が言いたいかというね、あまりにも48ヘクタールもの、要するに平群町の面積の2%という大規模な山林開発に対して、全く何の、要するに住民にどういう影響が起こるか、また住民からどんな反応が返るか、そういうイメージが全く持てない行政だということなんですよ。昨年7月のときもちょっと言いましたけれども、平群町のこの間の経過から見ればね、特に直近でいえば、ローズタウンの開発もあったわけじゃないですか。今既にパネルもついて、工事はほぼ進んでますけれども、そういうのがあって指導要綱ができたんでしょ。あのときは議会で、井戸議員からメガソーラー開発に当たっての条例が提案されて6対5だったか、7対4だったか、多分6対5で否決されたんですけどね。それを受けて、町として開発要綱を作ったわけでしょう。それに基づいて、今回協定書が作られてる。それでね、さっきの課長の答弁だったら、なんか4月から始まったみたいなことを言ってるけど、許可権者は県ですけれども、当然、事前協議には相当時間をかけてるはずなんですよ。一旦、昨年の1月11日、1年半前ですけれども、そのときに協定書を結んだということは、その半年、早ければもっと1年前から当然町の担当課と事業者が話し合いをしてるはずなんです。なんか議会に説明するのが遅れたとは言ったけど、県に申請が出てから説明するっておかしいよ。何も事業の詳しい内容でなくて、だって概要は分かるわけじゃない。これだけの面積のところを全部使うかどうかは別にして、太陽光発電、メガソーラーとして開発するんだから。だから、本来なら2年前の秋ぐらいにはね、議会にはこういう計画がありますと、ちょうど前町長が亡くなられて、その後、町長選挙があつてと。それから4か月後には町会議員選挙があつてというね、ちょうど平群町にとってもややこしいというか、こういうことを議論しにくい時期であったことは認めます。しかしね、住民の命や暮らし、平群町の町の姿が変わるかもしれないという、こういう事業をね、県に既に出してから3か月もたって議会に説明をする。ほとんど決まった話をしてるだけじゃない。住民の声を聞く気はさらさらないということになるわけですよ。そこを言ってるわけですよ、この1問目は。そこについてどう

考えるか、これは町長、答えてくださいね。

それから二つ目、ペーパーカンパニーとは行政としては言いにくいと。じゃあいいです。一般的に生駒平群発電が10万円、ここの協栄ソーラーについても資本金は10万円と聞いてます。ここはあれでしょう、さっきちょっと言いましたけど、アメリカの大手の出資会社とか日本の金持ちらが出資した金で事業を行うと。ほんで、48ヘクタールのメガソーラー開発が100億ぐらいかかるのかな、どうか分かんないですけど、100億とか数十億とかがかかる事業でしょう、どっちにしても。その金を集めてここがやるわけでしょう。でも、ここの会社が何も災害だけじゃないですよ。工事の途中で事故だって起きるわけですよ。起きてるとこもあるわけですよ。さっきの答弁だったら、工事が始まってからとかね、始まる前にちゃんとやれよという話ですよ。だから、12月17日の住民説明会でも何回もおっしゃってたのは、住民に事故とか災害で何か起こったときの補償はどうなるんやと。それにはほとんど答えなかったんですよ、答えられないんですよ。だから、協定書にはですね、別に県の許可であろうが、場所は平群町にあって、平群町の行政範囲内のことなんです。そこで起こったことを平群町は知りませんとは言われへん。ましてや、県に開発していただいて結構ですって進達してるわけでしょう、町長の名前で。それは責任があるじゃないですか。だから、工事が始まる前にそこんところをちゃんとやる。だから、今おっしゃったように、協栄ソーラーが補償できるんだったら補償できる担保をしっかり示してもらおう、協定書にもそのことを書いてもらおう、それができるかどうか、はっきりさせてください。それができないんだったら、町長、認めるべきじゃないですよ。認めるべきじゃないって、そこは何十億という金を集めてやるわけですから、そこができると言うんなら、その裏づけをしっかり出してください。

それからですね、3点目というか、その前に3月23日付で報告書を出してきたのが生駒、でも変わったのは1月でしょう。それだったら、その報告書は生駒でもええけども、そのときにちゃんとかういうふうに変ってますと。両名の名前で出してくるのが普通じゃないですか。第一、12月17日の説明会に生駒平群発電の社員なんて誰も出てませんよ。協栄ソーラーという名前もなかったですよ。説明する出席者の中に協栄ソーラーも生駒平群発電の社員というか、その肩書で出てきた人は誰もいないですよ。だから、そこも職員が何人か参加してたじゃないですか、当然それは聞いているでしょう。実際やるのはどこなんだということですよ。実際やるのは、さっき言ったエバーストリーム、それにインフラックス、こういう横文字の会社でしょう。ほんで、町のほうとの事前の協議も、それから今建設課のほうの送電線の件でも、来てるのは全部

インフラックスの社員かエバーストリーの社員でしょう、関係者でしょう。じゃあ、そこがですね、事業主体は、例えば協栄ソーラーであっても、その会社が全面的に責任を持つとか、そういう裏づけをきちっと取るべきじゃないんですか。そうでないと住民は安心できないと思いますので、その点はどうなんでしょうか。

それから、3点目のですね、まあ一緒ですよ。補償の問題で言うたらそういうことです。そこはね、町としてもしっかり取らないと、ほんまに起こってからでは遅いですよ。工事中だって、3年から4年は工事がかかるわけでしょう。その間にパネルが飛んだ事故なんてあちこちで起こってるわけですよ。雨だけじゃない、風だってあるんですよ、台風とかで。だから、そういう点をどうするのか。近隣だけじゃない、飛び出したら、どこまで飛ぶか分かりませんよ、今どきの気象状況の中でいけば、どこへ飛んでいくのか分かんない。というようなことも、別にきちっと工事はもちろんしていただくわけですけども、絶対ということはないので、その辺はきちんと対応していただきたい。その点についてもお答えください。それから、今、協定を結ぶべき相手がそういう答弁だったんで、協栄ソーラーでも、そらいいでしょう、今みたいな言い方して、ちゃんと担保が取れるならね。そこんところはきちっとしてくださいね。

それから、協定書の内容、今細かくここでは言いませんけどもね、住民説明会で出た内容で事業者は町と協議すると言ったんですよ。で、協議してないんでしょう、全く、してるんですか。今答弁あったかな。ちょっと聞いててそこなかったんで、事業が進む中で何とかかんとかって。協定書というのは基本的なものですから、当然そこにね、今言ったような担保のことも含めてきちっと書いていただかないと住民としては安心できない、こういうことだと思いますので、その点、大体流れとしては同じような流れなんでまとめて答えていただいて結構です。

それから、送電線について、簡単に許可するけど、平群町に2万2,000ボルトと聞きました。2万2,000ボルトの高圧電線、地下に入ってるところどこかありますか。ないですよ、当然。ほんで、通るところはちょうど新しくできた広域農道から上垣内の一つ南側の道ですよ。鈴木建設が農地造成をやった、その上の道から下りてきて、元職員の経堂氏の家の横を通過して、下へ下って昔の道ですね。昔、僕らが子どものときにしょっちゅう通ってた櫛原川沿い、下りて行って山口神社の前へ出て、そこから緑ヶ丘と椿台の間の橋のところへ出て、あれは広い道やから緑ヶ丘の一番南の町道を通ってですね、1,300万円の安値で売った元町有地のバス転回場の横を右へ曲がって竜田川の右岸を梨本のほうへ行って、そこに関電の施設がある。そこへ送電すると。広

い道は椿台と緑ヶ丘の間の橋から櫛原橋までの間だけやね。あとは全部1車線ですよ、狭い。そこに水道管がどこまで入ってるか、ちょっと櫛原のほうは分かりませんが、まあいろんなもんが入ってるわけですね。特にそこは下水も入ってるし、いろいろ入ってると思います。そんな工事ね、2万2,000ボルトの高圧電線を地下に埋設された場合に、例えばほかの水道管の入替えとか下水管の入替えとか、その他ガス管ももちろん、大阪ガスも入ってるでしょうし、そういったことの手配がどうなんのか。ほんで、1メートルぐらいしか掘らないと聞きましたけど、その高圧線というのは人体に害がないのかどうか。工事期間がどれぐらいかかって、通行止めにせなあかん場合が出てくるわけですよ。そういうのも全部ね、全く何もこれも知らせずにやね、町がはい、オーケーですって。要するに、言われたまま判こを押してるわけでしょう。調査したって、どういう調査した。全国各地で今メガソーラーの問題でいろいろ起こってるわけですから、調べればいろいろ出てくると思うんですよ。その点も相当皆さん心配されてるんですよ。特に通学路という問題もありますし、子どもへの影響がどうなんのか、そういうことも含めてね。これが全部通らないと工事できないんでしょう。

同時に、さっきの質問で関係するところいうたら、櫛原、緑ヶ丘、西向、梨本ですよ。この自治会には全部説明されて、全部了解は取り付けてるんですか。道路は町が管理してるから別に自治会のそんなもん要らんよと。町がオーケーしたらそんでオーケーですよということなのかどうか。その点も全然、これは県じゃないよ、町の許可よ。だから、町がちゃんと住民に大丈夫やったら大丈夫ですよというのをしないと、いろいろ心配されてるわけですから、それについてはもうちょっと詳しく答えてくださいよ。どういうもん、僕らが聞いたところによると、小さい箱に送電線を入れてという。ただ、2万2,000ボルトなんて触ったら死んでしまうからね、一瞬で。だから、そういう危険なものを取り扱うということなんで、その辺も含めてね、なんか簡単に許可したみたいなことですけど、その点どうなのか。今の再質問に全て答えてください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員の再質問にお答えをさせていただきます。多岐にわたりますので再質問いただいておりますので、もし何か漏れ等がございましたら御指摘のほうをよろしくお願いいたします。

まず、1点目の再質問の中で、こんだけ大きな開発にもかかわらず、住民への説明、また議会への説明というのが非常に遅延したのではないかというふう

な御指摘、御質問でございます。

確かに時系列で、先ほど御答弁申し上げましたとおり、早い時期に事前の手続並びに県の許可という形で事業者のほうから申請をされておるということでした。その後追いという形で議会の全員協議会の開催ということになったことにつきましては、大変遅い説明になってしまったかなということで、そこは素直に反省をしております。ただ、この間のことでございますが、当然議会のほうに説明をするということになりましたら、説明資料の中身を精査したりでありますとか、こういった事業をするんやというふうなところも含めて、なかなか説明内容が詰まらなかったというのが一つの原因であったというふうに分析しておるところでございます。その部分につきましては、まず町としても認識といたしますか、認めておるところでございます。

次に、2点目の事業者の有事の際の補償という部分でございます。

確かに、御質問の中でございましたように、この事業者の資金力、資本金のことを指しておっしゃられてたというふうに理解をしておるんですけども、その中で申し上げましたように、資本金だけで会社の健全性というのはなかなか図りにくいのかなと。ただ、例えば資本金の数倍の借入金があったりとか、相当の租税や労働債権とか未払金があったりとか、そういうものがあればなかなか補償として対応できないところも当然出てくるかなというふうに思っております。この問題というのは、例えば今事業主として手を挙げてる会社が全てどういう災害があってもというのはなかなか申し上げにくいし、我々もそこまで申し上げにくいところもございます。といいますのは、当然災害のことでございますので、いつどのような災害が何時起こるか分からないということを、それも全て事業者の責任として対応するということはなかなか今の時点で判断をしにくいような内容であろうというふうに思っております。ただし、災害時におきまして、町の公共施設であったりとかそういったものが破損や障害が起こるようなことがございましたら、当然町としてはその事業者である、今でいうたら協栄ソーラーに対して補償なり、その請求というのはやっていくというところでございますが、今の段階で担保を取ってというのはなかなかでき難いところがあるかなと。これは今現在の事業主だけではなしに、こんだけ将来的なことになりましたら、どの企業が参画をしても将来のことというのはなかなか今の段階で明言できないというのがあると思いますので、ここにつきましては今後事業者と協議をしていきたいというふうに考えております。また、住民説明会の折やったというふうに報告書を読んで記憶しておるんですけども、事業者のほうからそういうふうな災害時、有事の際に備えての保険のことについて御説明があったというふうに聞いております。その辺につきましても、もう少

し事業者のほうとは協議をしてまいりたいというふうには考えております。いづれにいたしましても、一番有事の際の災害時における補償問題、また災害が起こらないような対応というのは行政として肝の部分でございますので、そこは注視しながら事業のほうを見てまいりたいというふうに考えております。

次に、大きな3点目でございますが、協定書の内容という部分でございます。

今回、事業主のほうと昨年の9月に締結をいたしました協定書におきまして、私も協定書の内容を熟読したところでございますが、かなり多岐にわたりました工事期間中並びに工事完了後の管理であるとか、また防災面での懸念される部分について協定書のほうで締結をしております。この内容について事業者に対して遵守するように指導する、またお願いをするという部分で対応してまいるといってございますが、先ほどの質問の中にございました住民の方の意向というのも当然ございますので、そこは工事施工中にいろんな御要望なり、いろんな御意見を頂戴いたしましたら、そこは事業者に対して協議を重ねていくというふうな対応をしたいというふうに考えております。あくまで協定書でございますので、ここで予測してないような事態が生じましたら、事業者のほうと協議をするというのは当然のことやというふうに考えておりますので、そのような対応をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

送電線の件でございます。まず、地下埋設の線ですけれども、コンクリート製のボックスで、その中に配線をしていくということです。

それから、水道、ガス管等の取扱いでございますけれども、これは事前に協議をしていただいております。まずは、それに基づいてそういった水道、ガス管との離隔も取って実施すると。これは基準で決まっております、基準に基づいて施工されていくものでございます。

それから、このルートでございますが、交通安全の対策の関係です。これにつきましては、交通安全につきましては道路交通法になってまいります。これは警察の許可が必要になってまいります。今現在、占用の許可を出しておりますが、区間ごとに改めて占用の申請をしていただいて、また警察の許可を取って、そして初めて工事ができると、こういうことになっておりますので、また改めてそれは事業者のほうでしていただくということになっております。

その安全面でございますが、これにつきましては、例えば子どもが日常行くところ、通学路ですね、それから高齢者であったり、車がどれぐらい通るかと



いうのは、それは警察のほうで判断していただいてどういった交通規制がなされるのか、それにつきましては町も警察と連携を取って対応していきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長

山口君。

○7 番

さっきもちょっと言いましたけどね、今さらというふうに理事者の方は思うか分からんけど、同じことを繰り返すというのがどうなのということなんです。もう調べておられると思いますけど、岩手県遠野では大規模太陽光発電事業を規制する条例がこの6月1日から施行されてるんですよ。ここはあれですよ、もともとこういう開発に対しては、事前協議が始まった時点で地元住民に説明するとかね、よそはそういうところが多いんですよ。平群町はね、全部できてから説明って、そんなんやったら何のための、住民説明会にしたって櫛原にしたのは4月でしょう。これだって遅いんですよ、実際。町と事前協議が始まった段階で当然大枠の概要の計画、細かい計画は別にして、あるわけですから、今の答弁でまだ決まってないところがあったからって当然じゃないですか。決まってないところがあっても、こういう事業をするから、こういう開発をするから住民の皆さん、こういう開発の予定がありますよと。それで意見を聞いてですね、皆さんがええと言うんだったらそんでええし、それはいろいろ疑問も出るでしょう。じゃあ、その疑問にも全部答えてクリアしていく。だって、出来る以上は住民と共存じゃないですか、何を作るにしたって。平群町だって事業をするときに事前に説明するでしょう。全部出来上がって計画できて、予算も全部作ってからこうしますということは言わないでしょう。例えば、駅周の事業にしたって、細かいところはころころそのときによって変わってきますけれども、そのことを言ってるんですよ。民間であるがゆえに、余計住民のほうからは心配するわけじゃないですか。だから、そのことを言ってるんです。そのことに対して町長はどう思うかと聞いてるんです。今後のことでもありますからちゃんと答えてくださいよ。

それからね、あとは補償の問題で、補償、補償というのをなんかおかしいというふうに思っはるかも分からんけども、だって何も起こらないとは絶対限らないですよ。あちこちで起こってるんだから実際に。何も想定外と言われるような災害だけじゃない。何が起こるか分からない。パネルが破損して液体が飛んで、それが染み込んで、そんなすぐ下に来るということじゃないでしょうけども、そういう土壌被害だってあるわけじゃないですか。あれだけの山林を

伐採するわけだから、当然風の向きが変わったり、平群町の気象状況まで変わるかどうかは知りませんが、だってそれも分かりませんよ。そんなことも含めていろいろ考えなあかんのにやね、簡単にやね、事前協議で全くどこにも知らせずに、町だけで1月11日に協定書を作ってですよ、ほんで県には4月に出さされて、ほんで1月に説明会をしたって、ほぼ終わってるじゃないですか。だから言ってるんであって、そこに反省はないのかと聞いてるんですよ。反省がないからそんないいかげんなんことができるんですよ。自分ら、簡単に考えすぎですよ、理事者側は。48ヘクタールって、すごい面積の開発をするのに、なんかやね、住民説明会はそんなもん業者の仕事ですって。町として説明すべきことがあるでしょう。同時に住民説明会というのは説明だけじゃないです。住民の意見を聞く場です。それも今まで一貫して開かない。事業は事業者、許可したのは県ですからって、そんな無責任な話ないでしょう。町長、意見書上げてるでしょう、ちゃんと県に、オーケーという。そのことを言ってるんであってね、そういういいかげんな答弁では駄目ですよ。町長、ちょっと答弁してくださいね。

それから、補償はさっき言うたように協栄ソーラーでもええですよ。ちゃんと担保を取る、でも今は担保を取れるようなものはできないと言ったでしょう。それもおかしい。向こうとちゃんと話をして多くの住民からこういう不安を持たれてるんで、担保できるようなものをちゃんと説明してもらって、それも協定書に書き込んでということ、これは町から言わないと駄目ですよ。事業者は金もうけです。できるだけ負担を減らしたい、そんな当たり前のことは分かってるでしょう。じゃあ、もうけに関係のないところがそれを言わないと誰も言わないですよ。住民から言ったって、住民と協定を結ぶわけじゃないです。町が住民の意向を受けて協定を結ぶんですよ。何も町長が1人で協定を結んでるんじゃないんです。平群町と業者の協定というのは、業者と住民の協定なんです。だから、住民の声を聞けというのは当たり前のことじゃないんですか。だから、説明会という言い方が悪いんだったら、メガソーラー問題で住民の声を聞く会でも開きゃいいんです。町長、それぐらいのもんだということは認識していただきたい。だから、今言ったようにちゃんと取れるようにね。

それとね、防災の問題で平群町はハザードマップを出しましたよね、これね。ほんで、今度のあの計画では、最大雨量24時間195ミリってしてるんね。でも、平群町の今度のハザードマップは12時間で316ミリでしょう。この乖離はどうするんですか。当然、今の計画の業者が予定してる調整池、3倍ぐらいに増やさないと平群町のハザードマップに合った調整池にならないんですよ。その話はされてますか。ハザードマップはどこが作ったんですか。担当課

は一緒でしょう、ちゃうわ、防災課か。でも、同じ町が作ってるわけじゃないですか。その点についてもね、当然町から言っていけないと向こうは変えないですよ。さっきまで言ったように金もうけだから、分かっていますか。その点について教えてください。

それから、道路のほうを何でそんな簡単にこれもね、協議はいろいろされたんと思うんですよ。水道の工事はまた入替えとかでせなあかんようになるわけでしょう。いろんな工事が入るわけでしょう、ガスの工事とか。そんなんで2万2,000ボルトをコンクリートの箱と言ってましたから、できるだけ影響が出ないようにされるのは、それは分かりますよ。むき出しでやるわけないからね、分かりますけども。しかし、これについても相当慎重にやらないと、単にですね、何で架線でいかへんのかなという。架線のほうが短いし、その下の部分がどうなんのか分からんけど。要するに、高圧電線ってみんな架線じゃないですか、この辺のはね、関電のやつは。ここ、何でこんな地下でこんなぐるっと3キロも通すのか、何で架線でしないのか。道路の工事するより、そっちのほうが手っ取り早いでしょうというふうに私は思うんですけども、そりゃ、向こうはそっちのほうが安いということやってるんでしょうけども、この辺についてもね、今私も専門でないんで細かいことはよう言いませんが、狭い道路でもありますし、子どもたちも通りますし、電磁波の影響があるのかどうかもまだ分かりませんが、そういうことだってやっぱりきちっとチェックする必要があると思うんで、どういう協議をして向こうがどういう図面を出してきてね、何で町がこれを安全だと判断したのか、これなら大丈夫と何で判断して許可したのか、それをきちっと文書で出してくださいよ。僕らが見たって専門家じゃないから、それは専門の人に見せれば、それなら町が許可するのも当然だと分かるようなものを、この議会が終わってからで結構ですから、きちっと出していただけますか。それは教えてください。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、山口議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず、御質問でいただきました1点目、確かに他の自治体ではこの太陽光発電装置につきまして条例化等の手続を追われて規制をかけておられるというの聞いております。ただ、平群町の場合は要綱での指導というふうにとどまっているということが、まず現状としてございます。その中でも住民の方への説明会というお話もございました。ただ、住民説明会という部分で申し上げましたら、今まで基本的に町のほうで主体的にやってまいりました住民説明会、平

成19年ぐらいから毎年定例的にやっているもの、またそれぞれ町が事業主となってやるべき、また住民の方にお示しをするような事業につきましても説明会をやってございます。それというのは、基本的には町が事業主体、また認可権者等になってこの事業を進めていくという部分での説明会でございます。今回の事業につきましても、基本的には民間事業者の事業でございますので、確かにいろんな住民の方から御意見もありますでしょうし、議会のほうの御意見というのも当然あると思います。ただ、そういうもの全てにわたって町がこれから住民説明会をしていくというのはなかなか技術的なこと、また内容も含めて把握し切れないところもございますし、いってもやっぱり民間事業の事業展開でございますので、ここに行政がどこまで口を挟んでいけるのかということもございます。そういったことから、今回、住民説明会は行っていなかったというのが状況でございます。

次に、2点目でございますが、補償の問題でございます。

これも先ほど答弁申し上げましたが、確かにどんな災害がいつ起こるか分からないという部分で、仮にですけれども、大きな災害があった場合、町も公共施設等をたくさん管理しておりますので、それに被害があった場合は町も被害者でございます。また、その被害によって住民の方々に個別の被害が及ぶことも当然想定できるわけでございます。そういった意味では、先ほど答弁で申し上げましたように、そういった公共施設等の大きな災害につきましては、当然あってはいかんことですが、その部分につきましては事業者に対してちゃんと指導もし、また公共施設の災害が発生した場合には適切に補償するように申し上げていくのが本意でございますので、そこは町としても一定対応はしてまいるというところでございます。

次に、降雨量の件なんですけれども、ここの部分につきましては、今回の太陽光発電の造成計画自身が宅造並びに輪伐の計画で進められているものでございます。私どもはちょっとその辺の技術基準というのを持ち合わせてございませんので、先ほどうちの防災ハザードマップでございました12時間の総雨量が316ミリ、これが多いのか少ないのか、また今の計画というのがこの雨量に対応できるのかどうかということは、ちょっと今その辺の見解といたしますか、知見は持ち合わせてございませんので、また造成担当、県の担当課のほうにも確認はしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

道路の占用の関係でございますけども、これについては一定の基準がございます。その基準に基づいて許可しているということでございますので、それが分かる資料、かなりの厚みがありますので、どこまではしょって出せるかというところはあるんですけども、分かるようにして提出をいたします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、今回の太陽光発電事業ですね、こういうことに対してましては説明の時期が遅れたことについては、誠に申し訳なく思っております。今後は時期を逸することなく情報提供には努めてまいりたいと思います。

それと、今後、住民の意見、要望につきましては一度事業者伝えて、町としては対応すべきところはしっかりと対応してまいりたいと思います。また、事業者に対しましては、住民の意見を聞きながら適切なコミュニケーションをはかり、住民に十分配慮して誠実に対応するように申し入れていきたいと思っております。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

今、町長、前段の最初の部分についてそれでいいですけども、本当にね、今回は私は平群町の失敗だというふうに思ってますので、今後このようなことのないようにしていただきたい。

それとね、今、町長もおっしゃったけれども、業者にはしっかり話をする。話をして全部文書にしていかないと、補償の問題にしたって、事故があったときのことにしたって、向こうが保険に入ると言ってるけど、どんな保険に入ってるね、保険に入ってもすぐ保険が下りなかったらどうにもならんわけですから。それと20年後のこともあるんですよ、今日は出してませんけども。20年後に要するに買取りがどうなるか、国の方針がどう変わるか分かりませんから。じゃあ、やんぺでほったらかしになることだって、そんなことはないって協定書には書いてるけども、もうからん事業を民間がやりますか、金を生まなくなったものをずっと管理しますか、パネルはどうするんですか、処分はどうするんですかとなるんですよ。そのためには、それでほったらかしになったら駄目だから、そこでもうけた金を積立てていくようにしてるわけでしょう。ということも今国が指導してるわけでしょう。そういうことも含めてこんな荒っぽい協定書じゃなくて、もっと細かくこの項目の中をもう少し具体的にきちっと一

一つ一つ詰めてやっていくということをしないと、住民は納得できないと思うんですね。だから、この間12月にやった、もう1回、事業者のほうは説明会をすると言ってますけども、全部終わってから説明しようとしてるだけでしょう。それまでに町のほうはですね、今言ったような住民の皆さんが不安に思っていることを一つ一つ、一つ一つ事業者と話し合っただけで潰していく。そのことが大事だというふうに思いますんで、この問題は今日で全部終わるわけじゃないんであれですけども、そこんところは担当課は大変ですけども、きちっとやっていただきたいということはお願ひしてですね、こっちは結構です。

それから、道路のほうについては、今、課長のほうからこの間の許可に至った経過、何も法律の本とか文書をようけくれと言ってるんじゃないんで、きちっと町としてはこういうところを危惧してチェックして、これがちゃんとなっていたんで許可しましたという、そういう文書でええわけですよ。何も細かい技術基準がこうなるとかね、あんななるとかね、それはこういう基準によれば大丈夫なんでオーケーを出したとかそういうことなんでしようけども、何もそんな分厚いもんを出してくれと言ってるわけじゃないですよ。向こうが分厚い資料を出してきてるんですか。きんでんがやるんだから、当然プロがやってるんだからね、平群町の担当者よりずっと高圧電線のことについては詳しいと思うんであれなんですけども。その辺はもうちょっと素人が読んでもなるほどなというのが分かるようなこと。ほんで、警察との関係でさっき答弁があったけれども、その辺もこういうことで警察のほうとの協議もこうだと。直接業者と警察がやってるのか町は分からないでしょうけども。ただ、でも3者で話をするということになるのかどうか、ちょっと分かんないですけどね。その辺も含めて、何も細かいのを全部出すということじゃないんで、住民が読んで分かるようなものを出していただきたいということで、このメガソーラーについてはこれで結構です。

○議長

ここで説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、大きな項目の2項目め、介護保険事業でのデマンドタクシーの導入について順次お答えさせていただきます。

まず、1点目の御質問でございます。

新たな移動支援策を検討する中で、事業実施にかかる財源確保が大きな課題の一つとなっております。議員御指摘のとおり、他町と同様に全住民を対象としたデマンドタクシー導入は非常に財政的にも厳しく、その実現は困難であるとの判断をし、先般開催された公共交通特別委員会では、介護保険料を活用した介護保険制度の保健福祉事業として実施する旨、提案させていただいたところでございます。このことにつきましては率直に住民にもお伝えし、御理解を得たいと考えております。

続きまして、2点目の御質問にお答えさせていただきます。

今回、御提案させていただいた新たな移動支援策は、介護保険制度の保健福祉事業として実施し、その財源を65歳以上の高齢者から頂いた介護保険料を活用するというものです。それゆえに利用者等の制約が発生することは議員御指摘のとおりでございます。利用対象者の範囲を拡大し、一般施策と組み合わせて実施する事業方策についての御提案でございますが、先ほどの議員御質問での御指摘もありましたように、一般施策として実施する場合の財源確保が非常に困難であること、また今回、我々が提案させていただいた移動支援策は、既存の公共交通の存続を前提に、その公共交通を利用し難い移動困難者を支える仕組みとして実施する旨の方策であるため、利用対象者の範囲を拡大した一般施策と併せて実施することは困難を極めるものであると考えられ、御意見として承っておきたいと思っております。

続きまして、3点目についてお答えいたします。

先般、提案させていただきました方策案には、町外にある近大奈良病院と西和医療センターは利用範囲に含められておりません。平日の午前9時から午後4時までの運行とさせていただいております。範囲の拡大、土曜日の運行、終了時間の延長について関係機関とのしっかりとした協議をとる御指摘でございますが、この方策案は皆様方に御提案させていただく前段階で、各関係機関との十分な協議を経た上でお示しした内容であり、御指摘の点につきましても同様でございます。このようなことから、現時点での運行範囲、日時拡大は他の公共交通機関への影響を考慮しますと変更し難い内容と思われれます。しかしながら、御指摘の内容につきましては、我々も今後の検討課題と捉えておりますし、また3年間の実証運行を実施する中で様々な課題も浮き出てくるかと思われれます。それぞれの課題についてその都度、解決策を見いだせるよう関係機関並びに地域公共交通会議及び介護保険事業計画策定委員会にも諮りながら調整してまいりたいと考えています。また、費用試算であります。年間、土曜日約50日を運行日数に加算し、運行時間を2時間延長した場合、約528万円

の増と試算されます。ただ、先ほども御答弁いたしました、新たな移動手段の導入に当たっては、費用面のみならず既存の公共交通機関への影響などを十分に考慮し、解決しなければならない重要な課題も併せてございますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、4点目についてお答えいたします。

議員御提案のとおり事業実施した場合、約528万円の費用増が見込まれます。十分過ぎる財源があるのではとの御質問でございますが、繰り返しにはありませんが、新たな移動手段の導入、またはその事業拡大に当たっては、現時点でも費用面のみならず既存の公共交通機関への影響などを十分に考慮し、解決しなければならない重要な課題が併せてございます。3年間の実証運行を実施する中で様々な課題も浮き出てくるかと思われれます。それぞれの課題についてその都度、解決策を見いだせるよう各関係機関並びに地域公共交通会議及び介護保険事業計画策定委員会にも諮りながら調整してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

大きく二つやね、今言ってるのは。要するに、介護保険事業でやるから当然65歳以上が対象になる。あと、拡充にできないのは、ほかの交通機関との整合性の問題、この2点だけでしょう。それをどうクリアするかということ、それが私は大事だと思うんですね。ほんで、最初に一般施策と組み合わせて介護保険事業と一般会計の事業と組み合わせてできないのかと言ったら、一般会計のほうは財政確保が困難ということはないことはないんやね。そういう組合せもできるのではないかというふうに思うんですが、その点はどうか。

それと、介護保険の保健福祉事業でやるということなんですが、地域支援事業ではできないのかどうか。この点は当然検討されてると思うんですが、その点についてもお答えしていただきたい。でね、三郷町は早くから予約制乗合タクシーというのをやっていますよね。これはこの間、馬本議員も何回も取上げられて、三郷町のこともいろいろおっしゃってて、やって大分なりますけれども、今、三郷町の状況というのはね、登録者が6,691人、だから大体3割は切るか、あそこは人口が2万3,000ぐらいですから、30%近い人が登録してるんですね。そのうちのね、3割は64歳以下なんですよ。特に多いのは30代、40代、なぜかというとなね、やっぱり小さい子どもがいらっしゃるお母



さんが使われることが多いと思うんです。登録だけですだから利用数ではないんで、確かな数字じゃないですけども、まあそういうことです。ここは今、三郷町は時間レンタルで委託してるみたいで、通常2台から4台、もう何年もやってますから大体どういうときが多いか分かるわけですよ。2台から4台のレンタルを1時間幾らでやってるわけですよ。ほんで土曜日も入れてるということです。決算を見るとね、利用者の負担は全部タクシー会社に入りますけれども、平成30年度、一昨年、1,410万円、三郷町の持ち出し、これは運行システムとか全部入れてですよ、委託料が1,234万円ですけども、全部入れて1,400万ほど。31年度の利用者2万3,678人、大体1年間で住民1人1回は乗ったという、数でいえばね、ということになるわけです。同時に、町内のバス路線も何をしたんかちょっと聞いてませんが、デマンドはこれだけ三郷町では利用されてるのに、バス路線も三郷線（三郷町駅から王寺駅北口）、信貴山線（信貴山の門から王寺北口）、この両方ともね、利用者が増えてるんです。王寺まで行ったから増えたんですけどね。そういうふうに、ほかの交通事業者との話合いも、その辺をきちんとやればね、できないことはないと思うんです。なんかすごい平群町のほうが逆にびびってね、一番端的に見えるのが近大病院ですよ。要するに、東山駅から近大病院までの路線バスが黒字だから、当然平群が今度これ、65歳以上だけとして制限はあったにしたって、近大病院へ行かれる人がそのままデマンドタクシーで行ったらバスに乗る人が減ると。こんなもん調査したらどれぐらい乗ってはるかすぐ分かるじゃないですか。あそこのバスは何も平群町の人がその辺に乗ってるわけじゃないですよ。大阪から来た人とか奈良の電車で来た人が中心ですから、だからそれを平群町の人がどれだけ乗ってるか調査すればね、影響がどれぐらいあるのか分かるじゃないですか。前にも言いましたけど、現に斑鳩町はコミバスを王寺駅に入れるに当たってですね、斑鳩の最終の昭和橋の手前から王寺までのあそこを乗り継ぎでどれだけ人が乗ってるか、その分、奈良交通に補助金を出すと。損害賠償、要するに売上げの減った分を斑鳩町が負担するというようなことでバスを王寺まで乗り入れるというようなこともやってるわけでしょう。何のためにそれをやるんですか、住民の利便性のためでしょう。特に65歳以上でデマンドをやるのに、近大病院や西和医療センターに行かないって、そんなん利用が半分以下、価値が一気に下がるじゃないですか。それはもちろん分かっているとすけども。だからこそ関係機関としっかり話をしろということですよ。まだ1年以上あるんですから、何ぼでも話をして、実証実験やからそれを加えてからって。いつもそんなこと言って、コミバスはどんどんどんどん乗る人を減らしてきたのがあなたたちのやり方じゃないですか。もちろん

減らそうと思ってやったんじゃないのは分かってますよ。でも、実際結果としてそんなことが起こってるんや。そこに対する反省もないんですか。かゆいところに手が届くような施策をしないと、事業は成功しないでしょう。この事業でその二つを外すというのは、最低絶対に必要な部分ですよ。それをようしませんみたいなことを今から言ってたんじゃないと私は思います。もちろん着想はよかった。だから、そういうことですね。ほんで、528万で済む、川西課長ね、介護保険のお金は4億7,000万も余ってるんですよ。もちろん今年返すからまた4億4,000万ぐらいに戻りますけど。1年分の1号被保険者の保険料全部ため込んだんですよ、この3年間で。介護保険事業でそんだけ金ため込んで、だからこれでやる。もちろん本当はね、こんな事業は一般会計として一般事業としてやるべきもんですよ。でも、平群町の状況から見れば、取りあえず先行して介護保険でやる、それは私はええと思うんです。だったら、最初からそれで後広げていくような方策を取るべきだし、65歳以上ならなおさら近大病院と西和医療センターは外せないじゃないですか。時間帯もあまりにも早過ぎて駅へ戻ってきたら、もうデマンドを呼ぶ時間もない。4時なんてどうするんですか、それ。というふうに私は思うんで、その辺はもう一度検討してくださいね。その再質問に答えてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

幾つか質問をいただいたと思います。65歳以下の方、一般施策として組合せできないのかという問題であります。これは組合せとしてはできるということでもありますけども、財源的にという問題で今はできないということです。あと、それから介護保険事業、今回は保健福祉事業ということでやるということで今言っておりますけども、地域支援事業、これでできないかという質問もあったかなと思うんですけども、この地域支援事業がどういうものなのか、これにすることによってどう変わるのかって、私もまだ分かっておりませんので、今後ちょっと研究していきたいと思います。

それから、ずっと長く言われたのが近大奈良病院、西和医療センター、これもやっぱり事業的にはそういった要望が多いのかなというのは想像しております。コミュニティバスの関係も一緒だと思うんですけども。ただ、今回の地域公共交通会議はまた6月18日に行いますけれども、その中での提案になるんですが、関係機関とで協議しました。奈良陸運支局へも行きまして、その中でも地域交通ですか、これについては必ず協議し了解を得てくれというふうな指導というんですか、お話もありましたので、その辺、NCバス等へも行きました。

て話もしております。そんな中での今現段階での結論というんですか、状況やということで御理解していただいて、答弁でも申し上げましたけども、今後やっていく中で実証運行をやっていきます。その中で一つ一つ、今、議員おっしゃった質問も要望も頭に入れておきますので、解決できるように努めていきたいと思っております。

○議長

山口君。

○7番

まあ、分かりました。どっちにしたってね、私は粘り強い交渉は必要やと思うんですよ、その点については。

それと今、地域支援事業でできるんだったらそっちでやったほうが、当然、介護保険事業利用者、保健事業に対する負担は第7期は23%が1号被保険者やし、それと2号被保険者で半分ですよ。その全体の半分のうちの半분을国で、その半分、4分の1を県と町というふうに、こうなってるわけですよ、事業負担が。ほんで、保健事業だったら当然1号被保険者の保険料だけでしか使えないけども、もちろん担当の松本主幹が一番よう知ってると思いますけど。そこを地域支援事業でもしできるんだったらですね、国、町、県からですね、高齢者の負担は正味、介護保険と一緒に23%、今度8期は24になるだけじゃないですか。ほんなら、さっき私が試算で出したやつより保険料に跳ね返りはその4分の1になるわけですよ。そこは検討してないって言うけど、福祉こども課のほうで分かるでしょう、それは。だから、できないならできない理由をちゃんと示していただければというふうに思います。

それと、あとはもういいですけども、ちょっとね、今まで話をしてきたからあかんねんじゃなくて、よその事例もしっかり調べて何回もやっぱり事業者と話をせな駄目だと思う。やってからでないに分らん部分はもちろんありますから、これでやって後というふうな話もしてますけど、そんな1年単位でね、見ていくとかじゃなくて、すぐさまそういうふうにしていくということも大事なんで、その辺はちょっと機敏に対応してほしい。ほんで、さっきも言いましたように、まだ1年以上あるんやから、しっかりその辺を話をしていただきたいと思います。その最後の1点だけ教えてください。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

地域支援事業ということになりますと、実施主体というのがNPOであるとかボランティアの運送ということで、聞いてますところでは現在、平群町には

そういった事業者はないということでございます。ただ、これによってどのようにプラスに働くのかというのは、これからまたちょっと研究はいたしますけれども、そういうことで御理解をお願いしたいと思います。

○議長

山口君。

○7番

いや、できるんやったらさ、ボランティアでなかったって、例えば委託するわけでしょう、タクシー会社にね。ほんで、外出支援事業ということでやれるんやったらやね、その辺はちゃんと県を通じてでも厚生労働省に問合せもしてですね、よそでもやっているとあるのかも分かんないですから、ちょっとその辺も調べてね、いろいろ調べてなかなか難しいという判断をしたんだろうと思うんですけど、その辺はちょっともう1回きちっと調べてみてください。どっちにしてもせっかくやるんだったら、一般財源が困難って数百万ぐらいだったら、何ぼ金がない平群町といったってできないことないでしょうと思いますので、最初からあんまりというふうなこともあるかも分かりませんが、いずれにしても住民が本当にできてよかったというふうになっていただきたいと思いますので、その辺は今後も努力していただくことをお願いして、この件については結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、山口議員の3項目め、一時預かり保育事業の充実についてお答えをいたします。

1点目の申請日を現在の前月20日の1日を2日から3日に、時間を9時から16時を8時から18時に拡充をとの御質問でございますが、申込みにつきましては、現在前月の20日としておりますが、こども園と教育委員会で再三にわたり協議を重ねております。現在の20日を15日と16日の2日間を申請日として変更できないか、現在協議をしておるところでございます。また、時間につきましては、8時から9時までは園の送迎時間と重なり、車が混み合うことが予想されますので、9時を変更することは難しいと考えております。

しかし、夕方は保護者が利用しやすくなるよう時間を改善できないか、前向きに検討したいと考えております。また、あわせて家族の方が申込みに来られない場合は、委任状での受付も可能とし柔軟な対応を行い、保護者の負担軽減を図りたいと思っております。

次に、2点目の優先順位を平等にとのお尋ねでございますが、一時保育利用の申込みの優先順位ですが、1番目は緊急に該当するものとして親の病気や出産、急な緊急保育が必要になり、やむを得ない理由によるもの。2番目は保護者の就労、介護などで保育が必要な場合。3番目は私的理由によるものとして、求職活動や育児軽減、保護者の育児で心理的、肉体的負担を解消するため一時的に保育を必要とするものという順になっております。また、利用申込みが定員枠を超える月日もあることから、申請受付と併せてくじによる抽せんを行っています。このうち親の病気や出産、冠婚葬祭など急な緊急保育が必要になった場合は申込み理由をお聞きし、優先的な受入れを行い、柔軟な対応も行っております。

次に、3点目の追加申込みにつきましては、希望がかなわなかった場合、引き続き希望日を別の日に変更し再度申請していただくようお願いをしています。また、電話での問合せにキャンセルで空いた日を教え、すぐに予約を入れてほしいとお尋ねでございますが、電話での対応は全ての空き日を何人もの問合せに対応することになり、保育業務に大きな支障を来しますので、大変難しいと考えております。しかし、今後他の自治体での取組なども参考にし、その手法につきましては調査研究してまいりたいと考えております。

4点目の定員を1日10人の枠を広げてほしいとお尋ねですが、一時保育受入れ基準として、1日おおむね10人とし、ゼロ歳児は3対1、1歳児、2歳児は6対1の対数基準に沿ってお預かりをしております。また、幼児の中には特別な支援が必要なお子様もおられますので、受入れ人数や保育体制の中で調整をし、一時保育の運営を行っておるところでございます。以上のことから、現時点では定員を増やすことは困難であると考えていますので、御理解いただきますようお願いいたします。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

山口君。

○7番

簡単に行きますけど、申請については2日間に拡大するという事なんで、これはそうしていただければ非常に喜ばれると。それと委任状でもいけるようにする、これも喜ばれるのではないかと。

優先順位についてというのは、これね、こういう表まで書いて手紙をもらってるんですけど、平等にしてほしいというのは、今のやり方があかんということじゃなくて、さっき課長がおっしゃったような困難でなくて普通に預かってもらおうと思ったときに抽せんにも入れないと。要するに、優先順位の人が毎回そうだとということじゃないですよ。10人埋まってしまったら、抽せんにも入れないというようなことがあるんで、だからこれを解消するには、私は優先順位はさっきおっしゃったようにそれでええと思うんですけど、要するに枠を広げるしかないというふうに思うんですね。その枠を広げるということになれば難しいと今おっしゃったけど、何も毎日じゃなくて前の月に分かってるわけでしょう、申込みの人数が、2日にするにしたって。ほんで、初めは10人で取りあえずしてて、多いとこだけは増やして、当然そのときは保育士さんも増やさな駄目ですけれども、そういう柔軟な考え方でできないのかというふうに思うんですよ。それはここから質問には出してませんけども、ちょっとそれはそういう形で検討、要するに10人は最低、それより少ないときももちろんあるんだと思うんですけども、それはそれで10人でええですけど、そういう柔軟な対応ができないかどうか、ちょっと検討できるのかどうかしてほしいと。

それと追加申込みについては、もちろんおっしゃってることは分かるんですけども、調査研究するということなんですけど、普通どう考えたって、何で電話で聞くかというたら、1回目あかんかったから、もしキャンセルがあったら入れると。その場合にすぐ来てくださいと言われてたって、職場から電話したらすぐ行けるはずがないじゃないですか。そのときのルールをもうちょっと、この書き方がいいのかどうか分かりませんが、空いた日があればそこですぐというのは確かに今おっしゃったような理由で、何人かから問合せがあったらですね、なかなか難しいと。今空いてたけど、さっきの電話の人を待ってたら来ないから次の人とかになったりして、またややこしなるからというので、そこも何らかのルールを決めてやれば、もうちょっとスムーズに行く。一々、ゆめさとまで行かないと駄目だというのがね。ほんで数を増やすのでは、昔はなさとでもやってたわけやから、はなさとにも部屋があるんでしょう。簡単なこと言うたらあかんけど。ちょっとね、どっちかというところ中心部のはなさとじゃなくて、一番南のゆめさとでやってるといっても私は保護者にとっては負担になってるんじゃないかなという気もしないんですけども、その二つ、枠を柔軟に対応できないかということ、そのことやね。それと追加申込みについてもちょっと新たなルールを作れないか、その点はどうでしょうか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

1点目の柔軟な対応ができないのかということですが、現在おおむね10名で運営をしておるところでございますけれども、日々こども園といたしますのは、児童の状態でありますとかいろいろなことが変化していくわけでございます。年度途中におきまして、保育教諭の先生方が産休、育休に入られる先生もおられますし、本当に保育教諭の確保というのは大変厳しい状況になっております。ですので、おおむね10人という枠をですね、ある程度柔軟に考えて対応しておるとというのが今の現状でございますので、現時点では今の体制で今後も一時保育の運営を進めていきたいと考えております。

それと、あとですね、追加の申込みについてでございますが、いろんな手法が取れないかということは今検討しております。例えば、ホームページなどの媒体を通じましてですね、キャンセルで空いた日を情報発信をして、そこに申込みをしていただくというような手法もいろいろ考えられるのではないかなというふうに考えておりますので、先ほども御答弁させていただきましたように、他の自治体の事例を参考にですね、今後は調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長

山口君。

○7番

じゃあ、よろしくお願ひしますね。これについてはまた半年後ぐらいにどうなったかお聞きすることになると思ひますけれども、きちっとやっていただくことをお願ひしてですね、私の一般質問はこれで終わります。

○議長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

10時45分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時25分)

再 開 (午前10時45分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号2番、議席番号6番、植田君の質問を許可いたします。植田君。

○6番

それでは、議長の許可を得ましたので、大きく3点についてお聞きをしたいと思えます。

まず1点目は、こども園の土曜保育の昼食提供についてであります。

現在、こども園での土曜保育での昼食提供は軽食の提供がされていますが、通常保育の場合、その申込みは前月の10日までに申し込むということになっています。勤務形態によっては前月の10日に次の月の勤務が決まっていない場合もあり、また一時保育についてはですね、申込みが今現在では前月20日となっているため、土曜日の一時保育は昼食の申込みができません。そのため、一時保育については昼食を持参しなければならないという状況です。しかしながら、保育料は給食が提供される平日と同じ費用となっています。そういう中で、少なくとも土曜保育の昼食の申込みを、先ほど山口議員の質問の中で一時保育の申込日を現在の20日から15、16というふうに早めに2日間設けるという形にしていきたいというふうな答弁がありました。そういう意味では、土曜保育の昼食申込み、そうならばそこまで延ばしてですね、一時保育も含めて軽食であっても昼食提供が利用できるという状況に改善すべきではないでしょうか。この問題が1点目とさせていただきます。

2点目については、小中学校のトイレの洋式化等への改修についてであります。

現在、各小中学校のトイレの洋式化への改修に格差が出ています。とりわけ北小学校の洋式化率は37.5%と、他の小中学校に比べて極端に低い状況にあります。また、運動場のトイレでは洋式トイレはゼロという状況であります。町内の小中学校のトイレの環境に格差が生じている現在の状況を早急に改善をしていただきたいということで求めたいと思えます。

三つ目には、新型コロナウイルス下での学校再開についてであります。

新型コロナウイルスの影響で、小中学校では3月から約3か月間休校となりました。これによって児童・生徒や保護者、また教職員の皆さんには大きな影響を及ぼしたことと思われ。とりわけ新たな環境で学校生活をスタートするはずだった小中学校の1年生にとっては不安な日々を送る形となっています。日々の生活、学校での生活リズムを整え、安心安全に学校生活がスムーズに送れるための精神面でのケア、また学習面でのサポート、あるいは学校施設での新型コロナウイルスに対する対策等が必要だと考えますが、そこでこの休業期間のフォローも含め、夏休みの対応も含めてどのように考えておられるのか、



お聞きをしたいと思います。

以上、3点について明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、植田議員の1項目め、こども園の土曜保育での昼食提供についてお答えをいたします。

土曜保育の昼食申込みを20日までに延ばし、一時保育も含め利用できるよ  
うに改善すべきとのお尋ねでございますが、現在、土曜保育の軽食利用申請は  
利用月の前月の10日までにお願いしています。10日を過ぎてからの申請者  
につきましては、お弁当の持参をお願いしております。その理由としましては、  
土曜保育の給食の食材発注分に関しましては、10日の昼食申込みを受けて、  
すぐに平日の通常給食の発注と合わせて一括発注しているからでございます。  
その後、食材が23日ぐらいから納品をされ、それ以降の注文では間に合わな  
いことと、少量の追加注文は業者によっては断られることがあります。また、  
土曜保育の昼食やおやつにつきましては、市販のものを与えているのではなく、  
カレーライスや麺類、そして井など手作りで調理し、併せてアレルギー対応な  
どきめ細かな調理業務を行っていることから、現在の10日の申込み期限がリ  
ミットであり、御提案の20日までに延ばすことは困難でありますので、御理  
解いただきますようお願いをいたします。

以上でございます。

○議長

植田君。

○6番

確かにね、給食はこども園などでも手作りでいろいろやってくれはってると。  
業者への発注の関係などで、ちょっと現在の10日を変えることは困難だとい  
うことだと思うんですけども、土曜保育であってもね、基本的には保育を受  
けるという状況ですから、通常の平日の一時預かりの保育として保育料をいた  
だいてるんであればですね、土曜保育も同じ料金であるわけですから、そこは  
ちょっと検討していただきたい。ほんで、先ほど山口議員の質問にもお答えに  
なっていたように、15、16とこれまでの20日の締切りを早めるという形で  
見直していくという答弁があったわけです。ということは10日の締切りを1  
5、5日間そこにギャップが出てくるわけですね。もし、これ、一時保育で  
の土曜保育の昼食提供をやっついこうと思えば。この5日間をどう業者さん  
との話も含めてね、やっぱり同じ利用料であるんであれば土曜の保育にも提供を

私はしていくべきだというふうに思いますし、土曜保育であっても緊急保育や、あるいは就労という形での土曜保育を利用される場合もあるわけですから、そこにですね、お弁当を作って持たせるというのは非常に大変だというふうな状況もありますので、そこはこの5日間をどう行政としてカバーしていくのかということは、ぜひこれは努力をしていただきたいと思いますと思うんですけども、再度御答弁をいただきたいと思います。

それと、今通常に入園されている方で、ゼロ歳児については土曜の保育のときは離乳食の持参というふうに聞いたんですけど、それはそういうことなのでしょう。そういうことであれば、ここも離乳食を持参するというのは非常に大変だという問題もありますので、ここもやっぱり改善をしていただきたいと思いますというふうに思うんですが、その点についても再度お聞きをしておきたいと思えます。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

再質問にお答えをさせていただきます。

議員の述べられることは理解できるんですけども、やはり業者さんもおられますし、そして園からも業者のほうに発注期限の調整ができないかということも再度確認もさせていただいておりますけれども、今の段階ではそれは難しいと。給食業務もありますし、園ではいろんな業務や作業もありますので、やはり給食の発注だけにそこへエネルギーを注ぐということも難しい部分もございます。ですので、現状の体制で進めていきたいと考えております。

それとあと、離乳食の関係で御質問いただきましたけれども、私どもが把握しておりますのは、離乳食を持参してほしいということのルールはないと聞いておりますし、例えば申込みをしなかったり、うっかりと忘れておられたことがあって、それに対して提供できなかったということは聞いておりますが、原則は離乳食を持参してくれというルールではないというふうに確認をしておるところでございます。

○議長

植田君。

○6番

その作業にだけ職員が手を取られてしまうということで、今のところはできないということなんですけども、給食もこども園の子どもたちにとっては食育という観点で非常に大事な問題ですし、そういう意味ではせっかく申込日の部分ですね、昼食の前月の10日の締切りが近くなったわけですから、やっぱ

りこれは利用者の立場で、私は昼食提供を何とか調整をしてやっていただきたいというふうに思いますし、そうできないのであれば、その期間ね、土曜保育の一時保育については保育料をその分何らかの形で見直すということも、私はそれであるならば検討していただきたいというふうに思います。その点についてはどうか。

それと、通常に入園されてる方のゼロ歳児の離乳食は提供できてるというふうに、今、松村課長の10日まで申込めばできてるというふうなことだったんですけども、ちょっとそれは確認を取ります。私は知り合いからそれができてないというふうに聞いたんで、それはもう一遍確認を、申し訳ない。そういう問合せがあったので、それは確認したいと思います。それができてたらいいんですけど、できてない場合はその対応はきちっと取っていただきたいというふうに思います。再度、この点だけお願いいたします。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

まず1点目のですね、食育の観点からということとは理解させていただくんですけども、やはり業者との関係、発注の手順等々いろいろございますので、現段階でのルールに基づいた中で進めていきたいと考えております。

そして、離乳食につきましては、絶対に私が答弁したとおりでということでないかも分かりません。なんか申込み時期がずれてですね、家から離乳食を持ってきてほしいということでのそういうやり取りがあったというのは聞いておりますので、直接ですね、こども園のほうにも確認をさせていただきまして、改善できることがあれば改善をしていきたいと、このように考えております。

○議長

植田君。

○6番

ちょっと答弁が一つ漏れてたんですけども、一時保育ですね、土曜保育の昼食提供が今のところはできないと、いろんな業者の関係とかということやったんですが、それであるならば少なくとも努力はしていただきたいんですよ。今後は利用者にとって昼食があるのと、それを作っていかなければならないという点ではね、やっぱり仕事であったりとか緊急で預けなあかんかった場合に、それだけの余裕が保護者にないないという場合もありますから、基本は土曜保育であってもきちっとといいますか、現在の軽食等であっても提供を私はすべきだというふうに思います。それができないのであれば保育料の部分ですね、平日と同じ保育料という部分では少なくとも幾らかのですね、その部分で

の保護者負担を減らすとかというね、そういう立場に立っていただきたいなというふうに思うんですが、その点についての御答弁がなかったように思いますので、その点を再度御答弁お願いできますか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

ただいまの御質問でございます。一定10日というルールを定めておりますので、10日というルールに基づいて運用しておるということでございますので、今、議員がお述べになったような内容での対応は今現在考えておりません。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

土曜日の保育料の件なんですけども、現在、教育委員会からお答えさせていただきましたように、食材の発注に伴う問題ということですので、これをもって保育料の見直しというのは難しいところではありますけれども、担当課とも状況を聞きながら、また今後考えていきたいと思っております。

○議長

植田君。

○6番

業者側のいろいろとおっしゃるねんけど、少なくとも提供はされてないが保育料は同じだということについてはですね、やっぱり保護者側は使いたいと思っても使えない状況があるわけです。保育の申込みの日にち的な問題もあって。そういう中で同じ保育料を徴収するというのは、私はいかがなものかというふうに言ってますので、そこは利用者側のそういうことも含めてですね、ここは提供できないというふうにあるのであれば、やはりそれは見直していただきたいというふうなことは申しておきたいと思っております。

この件については以上で結構です。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、植田議員の2項目め、小中学校のトイレの洋式化等の改修についてお答えをいたします。

町内各小中学校のトイレ環境に格差が生じている状況での早急な改善をとのお尋ねでございますが、教育委員会としましても、トイレ改修については様々な課題の中で優先順位の高い課題であると認識をしています。トイレ改修の実

施状況ですが、平群中学校については普通教室の入る階を中心に、平成28年度に北館1階女子トイレ、平成29年度に南館2階男女のトイレ、平成30年度には南館3階男女のトイレの全面改修を行いました。また、平群南小学校は本年度に令和元年度の補正予算の補助金を活用し、南館の1階から3階までのトイレ改修を実施するため設計の作業を進めています。平群北小学校につきましては、平成29年度に普通教室が入る東館の1階から3階の男女トイレを和式から洋式へ一部改修を行い、あわせて1階、2階には多目的トイレも設置しており、1階から3階まで洋式トイレを使用できる状況であります。しかし、さらなる北小学校のトイレ改修につきましては、時期は未定でございますけれども、老朽化の度合いでありますとか子どもたちの利便性の向上の必要性は十分認識していますので、県の教育委員会などの関係機関とも協議をし整備できるよう、今後検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議 長

植田君。

○6 番

北小については、老朽化も含めて改修が必要だという認識を教育委員会は持っておられる。それはこれまでもそういう答弁をされてきたと思うんですが、ただ、最初にこの3月の予算委員会に出してもらった資料の中で見てみますと、平群小学校は当然、大規模改修で100%整備された。北小が先ほど最初に言いましたように37.5%の洋式化率、南小学校がこの夏になるのかな、改修して60%にぐっと上がると。中学校も今は67.5%の洋式化率になっているということを見れば、極端に北小の洋式化率が低いというのがそれは当然教育委員会も認識をされてると思います。各学校の児童・生徒数を見たときには小学校では今、北小が一番多いんですね。一番多い児童・生徒を抱えてる小学校の洋式化率が一番低いという状況になっていますので、やっぱりここは早急に改善をしていただきたいというふうに思うんです。

今までも年次計画を持って対応すべきだというふうに言ってきましたが、財政的な問題があってなかなか年次計画が持てないという御答弁もあったんですが、けどやっぱりこれはきちっとやっていただかないと、いつまでたっても同じ町内の学校の中でのトイレ環境に格差を生じた状態を続けていくというのはいかがなものかというふうに思います。この点では、町長、基本的には財政、お金が伴うということなんですから、同じ町内の学校の教育環境を整える上でもトイレというのは非常に大事な場所だと私は考えていますし、コロナの問題からいうたら衛生面という問題も含めてね、やっぱりここは何とか早急に対応

していただきたい。国のトイレ単独での補助金というのも出るようになって、3分の1が国庫補助の対象で多分南小もこれを使ってやられるとは思いますが、北小も早くに改善をしていただきたいと思うんですが、これは町長がどういう町内での学校教育の環境整備を進めていくのかということで、私は大きな影響を及ぼしてくる問題だというふうに思いますし、保護者の方からも北小のほうはずっとそういう声が上がってますので、この点についての町としての決意というか、思いをきちっとお聞きをしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

御質問にお答えをさせていただきます。

教育委員会といたしましては、改修計画の中で次年度、令和3年度におきましては生徒の入学の関係等々ございまして、中学校に多目的トイレを設置すること、そしてまた北館の1階の男子トイレの改修工事を次年度で計画をしております。ですので、北小学校は一定1階から3階までは子どもたちが洋式便所を利用できるという状況になっておりますが、北小学校は改修しないということではございませんので、計画的に次年度は中学校、その年度以降に北小学校も工事に着手できたらなという考えを持っております。

○議長

植田君。

○6番

令和3年度は中学校のほうでの改修を計画してるということなんですが、北小学校はね、唯一小学校の1年生たちが増えてる地域でもあるんですね。今の子どもたちというのは生まれたときから洋式トイレで育ってきてるという部分では、小学校1年生で学校の和式トイレを使うということ、何ぼかは整備をされてるかもしれへんけど、私はまだ十分ではないなというふうな問題もあると思うので、子どもたちがそこで並んでわーっとするという状況も避けなければいけないということもあってですね、唯一新1年生なんかが増えてくる可能性のある北小学校のトイレ環境というのは、早急に改善していただきたい。3年度ということでもありますけれども、多少なりとも平群町としても財政的な黒字も出てくる中でですね、やっぱりここは格差が4年度以降という形になるのか、3年度の中で調整を図っていただけるのか、ここら辺、町長はどうなんでしょう。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

北小学校のトイレ改修につきましては、重点課題、大きな課題であると教育委員会も認識をしておりますので、例えば次年度は中学校のトイレ改修に着手いたしますが、あわせて有利な補正予算等がございましたら北小も含めてということになりますけれども、やはり国の財源の採択ですね、確実な財源の確保というのを前提にですね、北小トイレにつきましても段階的に整備を進めていきたいと、このように考えております。

○議 長

植田君。

○6 番

有利な補助金とかがあれば、それも含めたりということなんですが、極力そういう意味ではぜひね、この問題はいろいろそういうメニューなんかも新たな部分も含めて検討していただいて、とりわけ生徒が増えている北小学校、特に低学年です、1年生なんかも入ってくる率が高いところですので、そこでのトイレ環境の整備というのは早急に進めていただきたいと。これはぜひお願いをしておきたいと思います。

以上で、この問題については結構です。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、植田議員の3点目の新型コロナウイルス下での学校再開についてお答えをいたします。

学校生活がスムーズに送れるための精神面でのケア、学習面でのサポート、学校施設での対策等が必要であり、夏休みの対応も含めてどのように考えているのかとのお尋ねでございますが、まず精神面でのケアについては各校の児童・生徒の出席状況、健康面、精神面などで不安や困難を抱えていないかなど、子どもたち一人一人の状況を日々きめ細かく把握してまいります。その上で個々の状況に応じて担任と養護教諭及び2名のスクールカウンセラーが連携をし、あわせてスクールソーシャルワーカーを活用し、子どもたちの精神面でのケアを行ってまいりたいと考えております。

次に、学習面でのサポートや休業期間中のフォローや夏休みの対応を含めてどのように考えているのかとの御質問ですが、休業期間においては各校から子どもたちに課題学習を与え、自主学習、在宅学習を進めてもらい、登校日や電話連絡などでその進捗状況を把握してきました。本年度は新型コロナウイルスの影響により、授業カリキュラムや学校行事など多岐にわたり大幅な見直しを

行う必要があります。教育委員会では、基本的には文科省、そして県の教育委員会のガイドラインや各種方針に基づき学校現場の意見を聞き、学習の後れを取り戻すためのガイドラインを策定しました。そのガイドラインの基本的な考え方として、学校の教育活動全体を見直すとともに、各教科の学習内容を精選するなど教育課程を柔軟に再編することとしています。夏季休業も含めた具体的なスケジュールですが、小中学校の1学期の終了を8月7日に変更し、2学期の開始は8月24日に変更、そして7月、8月中の授業に関しては給食を実施し1日授業とし、授業時間の確保を行います。ただ、子どもたちに詰め込み授業などで負担とならないよう、ゆとりの時間を設けるなどの対応も行い、新型コロナ第2波、第3波の再来に備え、オンライン学習の環境整備を進め、きめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。

以上、御答弁とさせていただきます。

○議長

植田君。

○6番

それでは幾つか聞きたいと思います。学校給食の提供については、延びる期間対応するという事は初日の給食会計の補正予算のときにも私もお聞きをして、そういうふうにあれしたんですけれども。精神面でのフォローというのは養護教諭とか担任の先生、それからそこにスクールカウンセラーとかソーシャルワーカーなんかも入って対応していきたいということなんですけれども、今6月に入ってから、子どもたちの中で精神面でのそういう状況というのは出てきているのかどうか。特に私は新たな生活に入る1年生とか中1なんかは環境はごろっと変わりますから、そこら辺での心配もしてるんで、そういう相談とかちょっと気になるという状況が出てきているのかどうか。全国的にはそういうことも聞こえてきているので、平群では今現状どうなのかということとはちょっとお聞きをしておきたいと思います。

それと、課題というかカリキュラムについては柔軟な対応をしていきたい、当然そうなると思います。この学年で決まったものを3か月休業の中で子どもたちに詰め込むということは、非常に子どものストレスにつながってきますので、そこは現場の先生方がそのカリキュラムを見直して、次の学年に送るものであったりとか省略していく部分であったりとか、総合的にその部分をカバーするような対応で授業の中で取り入れるとかということになっていくとは思っています。そういう意味では、とにかく子どもたちにそのことでのストレスがたまらないという対応はね、ぜひ努めていただきたいというふうに思います。

それともう1点ね、学校の施設面というところでね、これが5月18日の6



月1日からの学校再開についてお知らせというので教育委員会から出してはります。この中で、中学校で教室に入る子どもたちの距離ですね、何とかスタンス、横文字で分からへんねんけど。子どもたち一人一人の机の間隔をどうするのかというところで、ここでは6月1日から8日までは午前、午後に分けて分散登校を対応していくというふうには書いてはって、それは机の間隔の基準が1メートルか2メートルが確保できないからそうするんだということになってるんですけども、これ、8日以降も分散登校という形でそういう回避をしていくのかどうか。全国的には、これができなくて40人学級へ戻しているところが出てきてるんですね。平群の場合どういう対応をされる考えなのか。小学校の場合はね、子どもたちの定員の数からいけば、ある程度その間隔は何とか取れるのかなというふうには思ってるんですけども、中学校の場合は非常に心配なんですけど、その点どのような対応で考えておられるのか、これについてもお聞きをしておきたいと思います。

それと、小学校の一、二年生、これは1日に出された分なんですけども、一斉下校をするということで1年生、2年生もこれから暑い時期ですが、4時ぐらいまで学校でいて、そこから一斉下校ということになるんです。これって非常に1年生の子どもたちにとっては負担ではないかなと思うし、その一斉下校までの時間、子どもたちは授業は終わってるけれども、まだ帰れないという状況の中で、確かに炎天下に帰すことがいいのかどうかという問題は、ふだんだったら夏休みでそういうことがないのに、夏休みにコロナの関係でそれを遅らせてることでこういうことが発生すると思うんですけども、その期間の子どもたち、低学年が一斉下校まで教室や図書館でゆったりと過ごせるようにしていくということになるというふうには書かれてるんですけども、ここら辺の子どもたちのストレスとか負担はどうなのか。それと先生もね、このコロナの問題で教室の消毒とか本当に仕事が増えておられるということで非常に大変だというふうにもお聞きをしてるんですけども、この一斉下校までの期間ですね、教室とか図書館とか、ここは基本的には担任の先生がその部分のフォローも含めてされる状況になるのかどうか、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

大きく4点の御質問をいただいたかなと思いますけれども、まず1点目は子どもたちの中で精神的にしんどくなってる子がいてないのかということでござ

いますが、1週間過ぎましたけれども、学校からはそのような子どもさんはいないという報告を受けております。

そして、二つ目のカリキュラム、授業時間数の確保ということでのストレスということでございますけれども、今スタートしましたけれども、学校ではこれから運動会をどうするのか、そしてまた文化祭をどうするのか、野外活動をどうするのかということも関わってきます。例えば、毎年運動会ですと運動会の練習に授業の時間数が相当練習に充てられるということもございますので、現段階では運動会を中止するのか、また特に時間を取って練習をしないで発表的なことにするのか、まだどうするかというのは決まっておられませんけれども、やはりこれからいろいろ検討しなければならない課題が多々ございますので、そこは学校現場、管理職を含めましてですね、きめ細かい対応をしてまいりたいと、このように考えております。

そして、施設面でございますけれども、分散登校につきましては、5日までは分散登校ということで、中学校は密になりませんので、中学校は分散登校ということでしてございましたけれども、おおむねレベル1でありますと1メートル以上というのが基準になっておりますので、今週からは通常の登校ということになっております。

それと、小学校における一斉下校ですね、これは暑さ対策、熱中症対策ということになります。WBGTですね、熱中症指数が下がる時間帯というのは4時前後になってくるのかなというようなことですね、低学年につきましては、教室でありますとか図書館で自習をしたり、ゆったりと過ごしてもらおうと。そこに担任の先生が対応するのかということでございますけれども、そこは担任の先生も含めて、町費も含めましてですね、管理職もたまには入りますし、教務主任も入る、学校組織全体でケアをしてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議 長

植田君。

○6 番

精神面では今のところ、子どもたちが不安になってということでの事例がないと。報告が上がってないということなんで、まあまあこれもこれからどうなるのか、第2波が来たときにどうなるのかというのは非常に危惧するところですので、いずれにしても教育現場は子どもたちが安心して教育が学べる場所であるための確保というのは、これからも非常にそこにはきちっと注意も含めて体制を取っていただきたいというふうに思います。

中学校の、ここで1メートルから2メートルが困難だというふうに書いてたんですけど、じゃあ、今の中学校でいけば40人まではいきませんが、それに近い人数、中学校でいけば30人とか34人とか、多いところで37人ぐらいかな、1クラス。それでも基本的には何とかその範囲内でいけてるというふうな見方でよろしいんですかね。1メートルは確保できるけれども、2メートルはちょっと厳しいという状況の中で、今まで1クラスの人数を分散ではなく同じ時間帯でやるという、そういう理解でよろしいですか。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

お答えいたします。教室につきましてはですね、それぞれの担任、そして管理職も含めましていろいろな机の配置の工夫をしてくれております。机を例えばジグザグにしたりでありますとか、そして教壇を横へ取っ払って先生は距離や空間を広げるために1メートル以上というのを原則にして距離を確保するというような手法で、いろいろ対応していただいておりますので、それにつきましては、教育委員会も確認もしておるところでございますので、そのような体制を進めてまいりたいと思っております。

○議長

植田君。

○6番

まあ、いろいろ現場の先生も含めて工夫をしながら対応していったという状況なので、いずれにしても生徒もそうですし、先生方もやっぱり安全に授業を展開できるように行政としても十分な配慮、あるいは対応というのについては、これからもきちっと進めていただきたいなということを申しまして、私の一般質問を終わります。

○議長

それでは、植田君の一般質問をこれで終わります。

11時40分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時23分)

再 開 (午前11時40分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

発言番号3番、議席番号10番、窪君の質問を許可いたします。窪君。

○10番

10番、窪でございます。冒頭、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に対し、心よりお悔やみ申し上げますとともに、感染された方々や御家族の方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、ただいま議長の許可を得ましたので、先般通告させていただいております3項目について質問させていただきます。

まず、大きな1項目めは、新型コロナウイルス感染防止対策について質問いたします。

新型コロナウイルスの特別措置法に基づく緊急事態宣言が4月7日の発令以来、およそ1か月半ぶりの5月25日に全面解除となりました。この間、平群町においても町民の皆様方をはじめ、町職員の皆様には様々な予防対策を講じていただき心より感謝申し上げます。そして、常に高い感染リスクと対峙しながら、命を救うために献身的に御努力をいただいている医療従事者の皆様に改めて深く感謝と敬意を表します。また、1人当たり10万円の特別定額給付金の支給に対し、西脇町長を筆頭に町が一丸となって一日も早く町民にお届けしたいと御尽力をいただいたことに、町民の皆様よりたくさんの喜びのお声を頂いており、改めて感謝いたします。今後は日常生活を取り戻していくために新たなステージが始まりますが、感染拡大第2波、第3波に備え、これまでのような外出自粛ではなく、3密を避ける新しい生活様式を取り入れた感染防止対策の徹底に対応をしなければなりません。また、今戦後最悪の暮らしの危機と言われる中、失業者や困窮する人たちが増え、どのような支援をすべきか政治の果たすべき役割は大変大きく、スピード感が求められます。

そこで、4項目についてお尋ねいたします。

まず1項目め、避難所における感染防止対策について。

近年、奈良県内においても思いがけない災害が発生しております。今後、梅雨の時期を経てこれからの台風等の自然災害の発生が懸念される季節を迎える中、災害時における避難所の3密回避などの感染防止対策の強化が求められます。

具体的には、まず小さな一つ、分散避難体制の速やかな構築をについて。

小さな二つ目、感染防止に対応した避難所備蓄としてマスク、非接触型体温計、アルコール消毒液、手洗い用薬用石鹸、フェースシールド、ゴム手袋、ダンボール間仕切り、段ボールベッド、パーティション、空き教室等の資材の確

保が必要となります。5月29日、国は第2次補正予算の地方創生臨時交付金を活用できると通知をされておりますので、しっかりと活用し拡充をすべきではないでしょうか。

小さな三つ目、避難所運営マニュアルの改定が必要となりますが、早急な整備が必要と考えますが、いかがお考えでしょうか。

二つ目、行政手続のオンライン化等による簡素化を。

感染拡大防止の観点からオンライン化、リモート化の動きが加速し、病院でも初診からオンライン診療が解禁され、今まででは考えられない変化が起きております。しかし、行政サービスはまだ窓口での対面方式での手続が多く、感染予防が十分とは言えません。今後、行政窓口での混雑を緩和し感染リスクを抑えるためには、非接触申請の対応を進めなければなりません。

小さな一つ目、そこでコンビニ交付等の既存のオンライン手続を積極的に推奨するため、平群町の利用料金は窓口と同額であることを周知しオンライン利用率を上げ、来庁者を減らすことも必要ではないでしょうか。

また、小さな二つ目、今後、他の様々な手続や届出の窓口申請も可能な限り郵送やオンライン申請での取組を加速させる必要があるのではないのでしょうか。

三つ目、学校再開に伴う感染症対策について。

学校の授業が約3か月ぶりに再開しましたが、第2波に備え感染防止対策を徹底する新しい生活様式に基づき様々な制約を受ける新たな学校生活が始動します。

そこで、小さな一つ目、学校再開に向け徹底した感染予防対策の取組が重要となりますが、どのようにお考えでしょうか。

小さな二つ目、学校給食における感染防止対策の取組についてお尋ねします。

小さな三つ目、国の第2次補正予算で学校再開に伴う感染症対策等への支援、アルコール消毒液、また非接触型体温計等の保険衛生用品などや調理員の熱中症対策に必要な経費、サーモグラフィー等や学習保障の取組として教材や備品の購入の支援が予算計上されております。各小中学校の規模により各校100万円から200万円支援されます。また、学習保障に必要な人的体制を強化するために人的支援の経費も計上されております。平群町として国に予算要求を行い、確実に実施すべきではないでしょうか。

四つ目、町立図書館の感染防止対策についてです。

6月から町立図書館が一部利用制限をかける中スタートすることに伴い、感染防止対策として返却図書の日菌消毒や3密にならない体制作りをどのように取り組まれておられますでしょうか。

大きな2項目め、町公式ホームページのリニューアルをについて質問いたします。

これまでから幾たびも公式ホームページのリニューアルやフェイスブック、ツイッター等による情報発信の強化を要望する中、大変御努力をいただき、一定前進したことは評価をいたします。しかし、今回のような新型コロナ感染によるいまだかつてない緊急事態を迎えたとき、町からの正確な情報をさらに迅速に町民に伝わるようにしなければなりません。この2か月間、毎日町のホームページを見ておりましたが、精いっぱい正確な情報をアップしていただいていることも承知しておりますが、近隣町と比較しても見やすさをはじめ、情報発信を要望してもすぐにアップができない現状を見てまいりました。今、町民が求めているのは、いかに迅速に分かりやすく正確な情報をホームページ等で発信できるかです。

そこでお尋ねします。

小さな一つ目、広報・広聴に対する平群町のビジョンについて。

小さな二つ目、情報発信が遅い理由として、掲載までのプロセスに課題があるのではないかと考えますが、本町の認識について。

小さな三つ目、委託先への年間経費が他市町村と比較して大変安価で実施をしていただいておりますが、町民サービスの観点からホームページをはじめ、新たに公式ラインも導入し、迅速に正確な情報発信ができるようホームページのリニューアルをすべきと考えますが、御見解をお尋ねします。

最後、大きな三つ目、森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅の早期着工について質問いたします。

平群町の森脇大橋東詰交差点の横断歩道設置と旧南都銀行跡地までの130メートルの歩道拡幅は、平群町の最大課題であることは平群町としても十分認識され、毎年県にも要望されてこられました。一向に前に進まないため私は地域住民の要望を受け、昨年、令和元年6月議会の一般質問で国道168号線の歩道拡幅の早期実現を求め、さらに同年6月に公明党、大國県会議員と荒井知事に緊急要望を行い、県議会でも度々要望をしていただいております。以来、1年が経過しましたが、早期歩道拡幅を目指し、これまでの進捗状況とスケジュールについてお尋ねします。

以上、端的に明快な御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

窪君の質問の途中でありますが、1時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時50分)

再 開 (午後 1時30分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、窪議員の大きな項目の1項目目、新型コロナウイルス感染防止対策についての避難所における感染防止対策について順次お答えいたします。

まず、1点目についてお答えさせていただきます。

平群町ではこれまでも大雨や規模の大きな台風が発生した場合には、指定避難所を開設してまいりました。避難所には多くの住民が一つの空間に集まることで密閉空間や密集状態を生み、感染拡大の危険性が高まりやすくなります。そこで、避難者を分散させる分散避難体制を構築するため、まず第1に、住民の皆様方が平時から避難所への避難の必要性などを含め、多様な避難を検討いただき、例えば自宅で安全確保が可能であれば必ず避難所へ行く必要はなく、また避難所だけでなく安全を確保できる親戚や知人宅を避難先としてあらかじめ検討いただくよう、その周知に努めてまいりたいと考えています。それとあわせまして、宿泊施設を持つ機関などに一時的な避難所としての協力をいただけるよう防災協定締結の依頼を進めてまいりたいと考えています。その上で開設される避難所においても、住民が避難所での感染リスクを恐れるあまり、住民が避難をためらうようなことがないように十分な感染症防止対策をあらかじめ講じてまいりたいと考えております。

まず、避難者の受入れ時において避難者の体調の確認や体温の測定、アルコール消毒液等による消毒などの実施を検討しています。また、避難者スペースを隣と2メートル程度間隔を空け、避難者同士の距離がはかれるよう配慮してまいります。これにはパーティション等の区切られることがより一層望ましいと考えられるため、今後備蓄を増やし、必要数量を順次確保してまいります。さらに、感染症が疑われる方や軽症者が避難された場合におきましては、一時的に避難する場所を確保する必要がありますので、可能であれば敷地内の別の建物への避難とし、他の避難者との動線を分離し、感染拡大防止に努めてまいります。

続きまして、2点目の質問にお答えいたします。

現在の町の防災備蓄では感染防止に有効であるパーティション、段ボールベッド、消毒用アルコール、体温計等について十分な数量が備蓄されている状況ではございません。今回、国の第2次補正予算による地方創生臨時交付金を十分に活用し、その拡充に努めたいと考えています。

最後に、3点目についてお答えいたします。

令和2年4月に平群町地域防災計画を改定し、あわせて避難所運営マニュアルを改定いたしました。現時点で新型コロナウイルス等の感染症対策について十分に盛り込まれた内容にはなり得ておりません。今後、3密を避ける対応が必要となり、これにより各避難所の収容人数が減ることになります。また、避難者を受け入れる側の対応も含めた体制整備と避難の在り方が課題となってきます。いずれにしましても、早急な整備が必要との議員の御指摘のとおり、感染症対策を盛り込んだ形での改定を早急に着手してまいります。

以上でございます。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

続きまして、窪議員御質問の1項目めの2点目、行政手続のオンライン化等による簡素化をについてお答えします。

平群町では、平成30年3月よりマイナンバーカードを利用して各種証明書コンビニ交付サービスを始めています。これはマイナンバーカードを使って住民票の写し、印鑑登録証明書、所得証明書を全国のマルチコピー機が設置されているコンビニエンスストアで取得できるものです。議員御質問のとおり、手数料は証明1通につき300円であり、窓口と同額であります。令和元年度実績としては、住民票199件、印鑑証明書172件、所得証明書24件であります。行政窓口での混雑を緩和し感染リスクを抑える意味からも、オンライン手続で可能なものに関してはホームページや窓口用封筒への掲載に加えて、各証明書やマイナンバーカードの交付のために窓口に来られた方にコンビニで交付が可能な旨の周知を行っており、手数料は窓口と同額であることも含めて、さらなる周知に努めてまいります。

続いて2点目、可能な限り郵送やオンライン申請での取組を加速させる必要があるのではについてお答えします。

行政手続のオンライン化は窓口の混雑緩和、住民サービスの向上、行政事務の簡素化、合理化を図る上で重要であると認識しております。平群町におきましては、平成30年5月に総務省から示されたオンライン利用促進手続について順次導入を進め、現在五つの業務についてオンライン化しております。セキ



セキュリティ面やコスト面を考慮し、奈良県、県内市町村と共同運営している汎用電子申請システム（e 古都なら）などを活用しており、対象となる業務は1、図書館の図書貸出予約等、2、文化・スポーツ施設等の利用予約、3、研修・講習・各種イベント等の申込み、4、職員採用試験申込み、5、地方税申告手続（e L T A X）であります。各業務担当課とも連携し、今後も継続して業務のオンライン化に努めてまいります。

以上でございます。

○議 長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、窪議員の1項目めの3点目、学校再開に伴う感染症対策についてお答えをいたします。

1点目の学校再開に向け徹底した感染防止の取組についてのお尋ねですが、議員御指摘のとおり、徹底した感染予防の取組は、学校再開において子どもたちや先生方が安全に安心して学校生活に取り組む上での前提であり、その重要性を深く認識しています。町教育委員会では、文科省や県教育委員会が定めるガイドラインや衛生管理マニュアルに基づき学校再開後の学校生活における感染症防止対策を定め、感染予防の取組について児童・生徒、保護者の皆様へ通知をし、御理解と御協力をお願いさせていただいております。具体的には、教室や学習活動では密閉、密着を避け、可能な限り座席を離し間近での会話や発声を控えるように工夫し、教室の小まめな換気を行います。また、飛沫させないようにマスクの装着やせきエチケット、手洗い、うがい等の衛生管理を徹底するよう指導いたします。

次に、2点目の学校給食における感染防止対策の取組についてお答えをいたします。

調理現場の給食センターにおいては、職員の健康管理の徹底と納入業者の健康状態の把握、衛生管理の徹底を図り、安全で安心していただける給食の提供を行っていきたいと考えています。学校現場においては、給食の間中は会話を控え、全員前を向いて喫食し、飛沫を飛ばさないようにします。教室内の机や配膳台のアルコールによる除菌の実施、食事前の30秒以上の手洗い、うがいの徹底、ビニールの手袋の使用に努め、児童による配膳をやめ、教職員等で盛りつけや配膳を行ってまいります。

次に、3点目の国の第2次補正予算で学校再開に伴う感染症対策等への支援や学習保障の経費を国に予算要求し、確実に実施すべきではとの御質問ですが、まず学校の段階的再開に伴う児童・生徒等の学びの保障の概要については、大

大きく4項目に分かれており、そのうち市町村立小中学校に関するものは「学習保障に必要な人的体制の強化」と「学校再開に伴う感染症対策・学習保障等に関する支援経費」の2項目あります。現在、県を通じまして情報の配信や要望調査の事務が始まっております。鋭意、情報収集に努めているところでございますが、国からの概要が示されただけで具体的な補助要件や補助金の内定時期、費用負担などの詳細な情報が届いていませんので、国の第2次交付金の対応も含めた財源負担の協議も必要となりますので、詳細な活用の可否や効果なども十分に見極め、学校現場の声も聞き、財政協議を行い検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

そして、引き続きまして、窪議員の1項目めの4点目でございます。町立図書館の新型コロナウイルス感染防止対策についてお答えをいたします。

公共図書館における対策につきましては、5月14日に公益社団法人日本図書館協会から図書館における新型コロナウイルス感染防止拡大予防ガイドライン、いわゆる基本的対処方針が示されています。本町の図書館におきましても、これに沿った形で対策を講じ、6月1日より開館させていただいたところでございます。

具体的な対策としましては、入館される方々に対し自宅での検温、マスク着用、手洗い、手指の消毒の実施を徹底し、発熱等、体調不良の場合は御利用を控えていただくようお願いをしております。そして、館内での滞在時間をできるだけ短くしていただくとともに、入館者が一時的に多数に及んだときには入場制限も実施してまいります。館内におきましては、できるだけ外気を取り入れ定期的な換気に努めています。また、利用者が手に取られたり、カウンターに返却された本などは全て消毒処理をしています。館内で提供するサービスにおきましては、長時間の滞留を防ぐため書架に並ぶ本の貸出し、返却、新規登録に限定させていただいており、閲覧用の椅子、机は撤去し、館内での図書及び新聞、雑誌の最新号の閲覧は停止しています。カウンターにおきましては、飛沫感染防止対策として透明カーテンを設置し、職員はマスク、手袋、フェースガードを着用しております。設備面では、紫外線消毒器を新たに導入し、貸出し図書の消毒を利用者自身が行っていただける環境も整えております。そのほか、土曜日の開館時間の短縮やお話会等、主催事業やボランティアの方々の活動も当面見合わせるなど安全の確保に努めており、利用者の皆様に様々な制約の下、御利用いただいているところでございます。今後も状況の変化や専門家の意見を参考にし随時制限を見直し、安全で快適な質の高い図書館サービスの提供を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます。まず、一つ目の避難所における感染防止対策についてであります。課長のほうからもございましたが、感染拡大の危険性が大変高くなる中で、町民の皆様には自宅など、また御親戚などへの避難も、避難所というだけではなく、そういうことも御検討を分散をしていただけるように周知をお願いしておきたいと思っております。

また、事前にですね、スペースが1メートル、2メートルという距離を置かないといけませんので、避難所以外の施設とも防災協定を速やかに結んでいただけるように御依頼もお願いをしておきたいと思っております。そして、パーティションですね、これが大変大事になってまいりますので、そういう部分での分散避難体制の速やかな構築を、備蓄も含めましてお願いをしておきたいと思っております。

また、避難所の備蓄ですが、課長のほうからは現在、町の備蓄には感染防止に有効なものが大変少ない。非接触型体温計とか、また段ボールベッドですね、パーティション等々がないということで、しっかりと国のこれからくる第2次補正を十分活用していただき、もし災害が起こっても慌てることのないような準備をしっかり努めていただきたいと思います。

そして、避難所の運用マニュアルですが、今回私たち議員の意見も反映して修正していただき、大変いい、分かりやすいハザードマップを作っていただきました。今年4月に避難所の運用とか防災計画を改定していただいたばかりでありますけれども、感染症対策を盛り込んだ形での改定を早期に着手をすると、大変前向きな御答弁をいただいておりますので、大変なことではありますが、こういうことは緊急事態ですので、このような災害が起こってはなりませんけれども、いつ平群の町で避難所の運用をしないといけないこと、危機意識を持っていただきながら速やかにお願いをしたいと思います。

また、これまで何度も提案をしてまいりましたけれども、避難所となる体育館、Wi-Fiの整備がどこもできておりませんので、今年の3月議会では子どもたち1人1台の端末をとということで、Wi-Fiの整備の予算が可決をいたしましたけれども、これも併せまして避難所の体育館のWi-Fiの環境整備も避けて通れませんので、この機会に一日も早い設置をお願いをしておきたいと思っております。

そして、二つ目ですが、行政手続のオンライン化等による簡素化ということ

であります。コンビニ交付サービス、平群町で平成30年3月からスタートしていただいておりますが、広報等にもよく載せていただいておりますが、同額であると。マイナンバーをお持ちの方しか使えませんが、ただ同額でありますということをもう少し周知をしていただいて、役場に来ていただく回数を減らせるように、この利用促進の周知もさらにお願いをしておきたいと思っております。

そして、そのほかに様々な手続、届出の窓口申請も可能な限りですね、郵送やオンライン申請を加速をさせる必要があると。今回のコロナの問題で役場に来ていただく、来庁していただく方々の数を減らすと、減少させるという意味でも、これからのまちづくりとして大変大事となってまいります。

今、五つの業務にオンライン化をしていただいて、それは大変評価をしたいと思っておりますが、健康保険課、また福祉こども課、または都市建設、いろんな課で申請をしないといけないものにつきましては、私も昨日もう一度、平群町のホームページを見させていただきましたら、それぞれの課ごとに申請書が貼付けをされておられるんですが、そこに行き着くまでに大変模索をしながら、やっとこういうところにPDFで申請書が貼り付けられてたということで、なかなかそこまで行かないんですね。ですので、郵送での手続を推奨するためには、平群町の公式ホームページに一括して申請書をPDFで印刷が可能となって郵送でもできますよということ、それこそ一括してアップをしていただきたいなと思っております。その一つの大変分かりやすい事例が奈良市のホームページでありました。感染防止のために電話や郵送、オンラインでの手続の御協力をお願いされる中、市の全ての手続が全部まとめて一目で分かるようになっておりますので、後ほどの大きな質問ともかぶりますが、できる限り窓口対応を減らすためには住民目線での情報発信、郵送、またオンライン、全てがオンラインにできませんのでね、郵送でもできるんですよ。手数料は少しかかりますけれども、そういうこともしっかりとまとめて御発信をお願いして、来庁をできるだけ少なくさせる意味で職員の皆さん、また住民の皆さんの命を守るためにも、そういう部分でその点はよろしく願いしておきたいと思っております。

そして、三つ目の学校再開に伴う感染防止対策についてであります。本当にこの3か月、休業でありまして、教育委員会または学校の教師の皆さん、また子どもたちも本当に大変な思いをされたと思っておりますが、今、教育委員会としては文科省または県の教育委員会のガイドラインですね、それを基に感染防止対策に取り組んでおられると。特に文部科学省の学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル、学校の新しい生活様式は5月22日、私もこれを見せていただきました。学校再開後の学校生活における感染防止対策が定められております。先ほどもありましたが、可能な限り座席を離すとい

うことで、隣同士は1メートル空ける。斜めの1メートル、前は85センチと、このような規定を文科省は今示しておられます。私もいろんな住民の皆さん、保護者の皆さんからお声を頂き、少し何校か視察に行かせていただきましたが、各クラスにより、また各学校により、その温度差は大変感じました。やはり北九州市の小学校クラスターの発生など、保護者の皆様も大変不安な思いをお持ちでお子さんを登校させられている皆様もおられるということも分かりまして、しっかりとですね、定められたことは各学校できっちりこれは守っていただく。これを守っていただくことで教師の皆様も守ることができ、保護者の皆様にも安心感を与え、子どもたちの命も守ることにつながりますので、こういうものがあるから適当ではないと思います。でも、こういうガイドラインを各学校でしっかりと検証して、それができているのかどうかは各学校で再度調査をしていただきたいと思います。本当に忠実にマニュアルを守っていただけたらと思います。そして、より一層の感染防止に対する危機意識を持っていただくことによって、また児童・生徒にですね、感染者に対して何でもかんでも怖がるのではなく、また何でも今はちょっと解除になってるから大丈夫、こういうものではなく、やはりこういうものに対して正しく恐れるという新しい生活様式に早くなじめるように、本当に学校教育の中では大変御苦勞をおかけしますが、御指導お願いしたいと思います。例えば、児童・生徒にコロナ予防感染ポスターなどの作成にも取り組んでいただくことも一つかなと思います。教室とか手洗いの場、また廊下にソーシャルディスタンスですね、2メートル空けるとかこういうのをそういうポスター等でしっかりと新しい生活様式、こういうことを取り入れられるように、こういうことも取り組んでいただくことも要望しておきたいと思います。

次の学校給食における感染防止対策ですが、配膳も今は小学校では教師の皆様にお苦勞をおかけして、中学校では子どもたちがされてるそうですが、完璧に消毒をされながらしていただけてます。また、給食センターの皆様には衛生管理をはじめ、給食メニューにも本当に御苦勞をおかけしてるのではないかと思います。安心の給食提供を今後もお願いをして、学校においても徹底した除菌をお願いしておきたいと思います。

そして、今国の第2次補正で各学校、規模によりますが、小中合わせまして約100万円から200万円、これが国の補正予算で計上されております。2分1は補正から使える、あとの2分の1は地方創生臨時交付金を使えると、こういうことを私も公明党のほうから情報収集をしておりますので、しっかりと今学校現場の声を聞いていくということでありましたので、学校現場で足りないもの、こういう感染対策とかで足りないものをこのときにしっかりと必要な

ものをそろえていただくために国の予算を活用していただくことをお願いしたいと思います。

そして、四つ目の町立図書館の感染防止対策ですが、ガイドラインに基づき私も視察に行かせていただきましたが、6月1日から開館していただいております。入館者へのマスクや消毒の御協力を入り口でしていただいております。また、換気をはじめ、返還図書に関しては全てきれいに消毒をしてくださるといことで、貸出し、返却に限定をしながら、全ての椅子を撤去するなど、本当に御苦勞をおかけしながら、利用者の皆様にも様々な制約の下、利用していただいているのが、今現状です。特に、また今言われたかは分かりませんが、借りていくときにですね、紫外線の消毒器が新たに導入されておりました。本をここへ入れて、それで消毒して借りて帰ると。そのようなものもしっかりと置かれておりましたので、大変安心をして高く評価をしております。4月11日に図書館文化センターがオープンしまして、即図書館が閉鎖ということで、本当に多くの皆さんが図書館の開館を待ち望んで楽しみにされていたのがすぐということ、この6月1日から規制をかけながらやられてますが、第2波に備えてですね、これ以上、本当に多くの皆さんに御不便をおかけしないように、御家庭で図書を御覧いただけるような電子図書の導入は避けて通ることはできませんので、御検討を強くお願いをいたしまして、今議会ではこの部分に関しましては再質問はさせていただかず、しっかりと要望をさせていただきますので、よろしく申し上げます。それでは、次の質問をお願いします。

○議長

ここで説明員が変わりますので、よろしく申し上げます。

説明員交代

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、窪議員より御質問の2項目めの1点目についてお答えいたします。

広報・広聴に関する平群町のビジョンについてですが、開かれた活力ある町政を推進していくためには、潜在化、多様化している住民ニーズを把握するとともに、タイムリーかつ効果的に町民へ情報提供し、町政への理解と協力を得ることが大切であります。庁内の情報収集機能を高めるとともに、双方向性のある広報・広聴活動に努め、広報紙などの自主広報媒体やインターネット、SNSなどを活用し、町民ニーズに対応した町政広報を効果的に展開してまいり

ます。

続いて、2点目の情報発信が遅い理由の認識と3点目のホームページの更新について、あわせてお答えいたします。

現在のところ、町公式ホームページでは緊急情報への掲載以外は業者に更新作業を委託しており、掲載までのプロセスとしては各課の情報を政策推進課で取りまとめ、随時外部に委託しているため、即日発信が困難な状況となっています。2017年度市区町村広報広聴活動調査結果によれば、ホームページの更新では調査対象1,318団体中、各課での対応が最も多く、その傾向は年々増加しており、中でもコンテンツ管理システムの利用が全体の87.6%を占めております。このシステムはウェブ制作に必要な専門的知識がなくても、ウェブサイトやコンテンツを構築、管理、更新できるシステムで庁内の広報担当者やウェブ担当者自身が簡単に情報発信でき、これにより制作会社に依頼する必要がなくなるため、外注コストの削減やスピーディーな情報発信を実現できるものです。平群町においてもスピード感を持った情報発信に向け、これらのシステムの導入も含め、ホームページのリニューアルを検討してまいります。

以上でございます。

○議 長

窪君。

○10番

ありがとうございます。広報・広聴に対する平群町のビジョンを今お示しいただき、住民ニーズの把握とタイムリーで効果的な情報発信の充実に努めるといふふうに述べていただきましたが、やはりいかに財政が厳しくともスピーディーな対応こそが行政の命であり、住民に一番喜んでいただけることではないかと思えます。正しい正確な情報をスピーディーに届ける、これが一番大事ではないかと思えます。

今回、平群町のその模範の事例の一つとなったのが、今回の特別定額給付金の支給対応であります。町長が一日も早く町民の皆様に届けたいということで、県下一早く特別定額給付金を届けられました。これは本当に職員の皆さんと町長が一丸となって団結されスピード感を持ってされたことが多くの町民の皆さんに喜んでいただけたということですので、やはりこのスピード感、全てにわたりまして財政が厳しいから何もできないのではなく、スピードは職員の皆様の気持ちと心の問題でありますので、これは本当にいい模範事例となったなど。本当に感謝しております。

また、次にですね、広聴の観点からですが、ホームページのinfoのメールを送信するところがあるんですが、ホームページを開けていただければ下に、御意

見、御要望をいただいても全てにお返しはできませんと、こう書かれておりますが、平成31年度では21件あったそうです。そのうち郵便が2件だったとお聞きをしておりますが、その全てに返信されているのかと御確認しましたら、全てに返信されてない。一部は返信してるけど、ということでありました。やはりここも町民の皆様や、また住民のいろんな皆様が町への厳しい御意見もあろうかと思いますが、いろんな御意見に対してまずは受け取ったと、そしてしっかりと担当課につないでまいりますと、このようなことは返すことができるのではないかと。やはりこの姿勢にですね、要望されたらそれだけ、そういうものではないと思います。やはり広聴というのは皆さんの意見を聞くということですので、まず礼儀として返信をすべき、その姿勢が大変大事であります。1年間で21件程度というたら申し訳ないけど、21件の大切なものですので、できないことはない。御意見を承りましたと、しっかりと取り組んでまいりますと、このような返しはしていただきたいなど、これは要望しておきたいと思えます。

そして、平群町は大変情報発信に御努力いただいておりますが、今お聞きしまして情報発信が大変遅い理由、今回、各自治体のホームページを見てましたら、新型コロナウイルスに関するコーナーが設けられておりました。私も、また職員の皆さんの中でも多くなかなかこれができてない。発信をしにくい中で、御苦労していただく中で情報発信をしていただけてました。今回遅い理由が分かりました。各課での対応で更新ができなかったため、更新を業者に委託するために大変時間がかかったということではありますが、全国でコンテンツ管理システムを導入することで、スピーディーに各課で情報発信がすぐできると。スピーディーな情報発信が実現でき、さらに外注コストの削減もできるということで、このようなシステムがあるということをお聞きしまして、ほとんどの自治体が約8割ぐらいですかね、自治体がこれを導入されてるとということで今お聞きしました。そこで、ホームページのリニューアルを検討してまいりますと大変前向きな御答弁をいただいたんですけれども、私は本当にこれは来年の4月まで待つのではなく、これ、第2波、第3波が来るかも分かりません、これは予測できません。ただ、やはり一日も早くホームページの情報発信のリニューアルに努めていただきたいと思えます。そこで、最後にですね、副町長の御所見をお尋ねをしたいと思えます。

○議長

副町長。

○副町長

いろいろお述べいただきました。広報・広聴の取組の重要性につきましては、



十二分に認識をしておるところでございます。常に丁寧な対応ということで心がけておるところでございます。とりわけホームページにつきましては、町の政策や情報につきましては、住民の皆さんや町外の方に速やかに発信する唯一のツールであると。このことについては、町のイメージはこれで決まると言っても過言ではないというふうに思っています。一方で、現状としていろいろと御指摘いただいておりますように、利用者の欲しい情報が出てない、見づらい、検索しづらい、また更新が遅い、あるいはリンクが切れてると、そういった指摘をいただいております。このことについては、町の組織体制、また職員の意識やスキルのその辺のところもあるというふうに認識しておりますので、これは組織として取り組むべき課題かなというふうに思っています。

議員からお述べいただきましたけども、今回の定額給付金につきましても、できるだけ速やかに情報発信したいということからホームページの緊急情報の欄に随時アップをしてきたところですよ。コロナ関係の町営施設の休業の情報ですね、これにつきましても取り急ぎ同様の対応を行って速やかに周知を図ってきました。今年度につきましては、特にコロナの感染拡大のために各行事とかですね、イベントは軒並み中止をされてるといふ、そういった中で住民の皆さんへの情報発信、意見聴取は特に重要であります。広報・広聴、とりわけホームページの充実については、喫緊に取り組むべき課題であると。当面は緊急情報、またフォトニュース、フェイスブックなどでそれを活用して、速やかに情報発信に努めてまいりたいと考えております。

ただ、今、議員御指摘いただいておりますホームページのリニューアルということになれば、これは予算措置が伴いますので、今は6月議会でございますので、このことについて具体の答弁というのはちょっと差し控えるというか、なかなか答弁しづらいなというところがあるんですけども、いずれにしましても、ただいま申し上げたような周知を踏まえまして、前向きに検討していくということは申し上げておきたいと思っております。

○議長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます。今、副町長が述べられましたように、町のイメージはこのホームページを見ましたら、これで決まります。本当に住民目線に立った親切なホームページはやはり定住化にもつながると思います。若い方々はしっかりとこのようなものは見られておりますのでね、今、町長の代わりに副町長にお述べいただきまして、私も同じ意見であります。喫緊に取り組むべき課題であり、前向きに取り組んでまいりたいというしっかりと御答弁いただ

きましたので、どうか一日も早いホームページのリニューアルをお願いし、住民の皆様へのスピード感のある情報提供をお願いをいたしまして、この質問は以上で結構です。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

3項目め、森脇大橋東詰交差点周辺の歩道拡幅につきまして回答いたします。

本案件は昨年6月議会で質問をいただき、本町としては喫緊の最優先課題であり、町を挙げ道路管理者である奈良県へ要請する旨の答弁をいたしました。その後の取組としましては、2市4町で構成される郡山土木協議会を通じ、当該歩道整備を本町の第一優先事項として郡山土木事務所長に要望し、同年7月16日に大和郡山市で開催された郡山土木協議会総会で平群町長から当該事業の早期着手を強く要請してまいりました。本年2月に郡山土木事務所長が本町に来庁され、当該歩道整備を令和3年度の事業化を念頭に取り組むことを示されました。今後のスケジュールについて道路管理者である郡山土木事務所に確認したところ、令和3年度の事業再開に向け、現在、測量及び設計業務の準備を進めているとのことですが、道路用地の協力が得られない場合は事業の再開も困難との考えであり、本町も県土木事務所とともに関係地権者の理解と協力が得られるよう、用地交渉など全面的に協力してまいりたいと考えております。

○議長

窪君。

○10番

大変ありがとうございます。私も昨年6月、当時ですね、森脇大橋東詰交差点のところ、歩道が全くありませんので、横断歩道がありませんので、光ヶ丘、また初香台の住民の皆さんが駅へ向かうときに横断歩道がないところを赤信号でも渡らざるを得ないという大変厳しい現状の中、これまでも何度も県にも要望していただいておりますが、そこでも事故が起こりまして、住民の皆様から何とか早く整備をしてほしいと。歩行者の横断歩道にさせていただくためには、168号線の130メートルの歩道拡幅をしないと横断歩道の設置ができないということで、これは本当に喫緊の課題だということで質問させていただきま

した。その間、今御答弁がありました。町長を先頭に担当課の皆さんが本当に御尽力いただき、郡山土木や郡山土木の総会で早期着手を要望していただき、今年には郡山土木所長が来庁され、令和3年度の事業化を示されたということがあります。また、私も大田県会議員のほうにも何度も要望しておりますので、そこで今回、令和3年の事業再開に向けて奈良県が郡山土木が現在、測量や設計業務を進めているということをお聞きをしました。ただ、これ、県の事業でありますので、平群町は一切お金を出すということではありません。ただ、ここまで事業がずっと止まっていた、このことに対して地権者の皆様に本当に御理解と御協力を得るということでない、これは進めることができませんので、町としても県に協力してしっかりと用地交渉に全力で取り組んでいただきたいと思います。

そして、最後、町長に御答弁いただきたい、御決意いただきたいと思いますが、令和3年度、国道168号線の歩道拡幅の早期着工の実現に向けた町長の御決意をお述べいただきたいと思います。

○議長

町長。

○町長

それでは、窪議員の質問にお答えさせていただきます。

森脇橋東詰の交差点の歩道につきましては、平群駅に通勤される方や、また児童・生徒の通学路にも使用されており、住民の生活道路であることから、住民の安心安全を守るために、令和3年度に歩道拡幅に向けて事業着手をしていただけるように、奈良県に強く要望してまいりたいと思います。そして、また町としてもこの事業については協力をしてまいります。

以上です。

○議長

窪君。

○10番

町長、大変ありがとうございました。本来に来年、令和3度にはこのところに歩道が設置されて、一番平群町の課題でありました、岩崎町長のときから一番大きな課題であったとお聞きをしております。本当にこの課題が実現できますようお願いをいたしまして、以上で私の一般質問は終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長

それでは、窪君の一般質問をこれで終わります。

2時35分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 2時13分)

再 開 (午後 2時35分)

○議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

発言番号4番、議席番号11番、下中君の質問を許可いたします。下中君。

○11番

11番、下中一郎でございます。通告に基づいて3点、一般質問を行います。

まず1点目、平群町第5次総合計画の見直しについてであります。

平成25年度策定の第5次総合計画は、令和4年までの10年間という長期的な目標を示すものであるが、目まぐるしく変わる社会、経済情勢に対応するため、5年単位として前期と後期に分けられております。この前期の5年間の実施状況を検証した上で、後期基本計画の見直しをするものであります。検証作業を進めるに当たり最も大切なことは、目標値の達成度だけでなく実施事業にかかる組織、人員、経費、課題など、その過程を精査することである、その検証結果をいかにして後期基本計画に組み入れて生かしていくかが問われます。この一般質問は、平成29年6月議会でも行いました。そのときの答弁として、総合計画検証委員会において報告、検証を行い、一定の施策の方向性や精度が高まった時点で総合計画推進連絡協議会における協議を経て公表するとともに、30年度の早い時期をめどに後期基本計画を見直していきたいということでありました。

そこでお尋ねをいたします。

なぜこのように1年半も遅れているのか、その理由をお聞かせください。また、現時点での進捗状況はどのようになっているのか。

2点目、完成品として公表できるのはいつ頃になるのか。

以上2点、よろしく願いをいたします。

2点目であります。町勢要覧の作成についてであります。

町の概要、沿革、産業、教育文化など特色ある町の様子を町内外の人々に知っていただくために町勢要覧が作成されました。また、行政視察等で来られた場合にもお渡しするものであります。この作成業務は、平成31年度で予算計上を100万円されましたが、年度中に作成できず、今年に繰越明許されまし

たが、早い段階での作成を求めます。

そこで、2点についてお聞きします。

まず1点目、現在どのような状況になっているのか、お尋ねいたします。

2点目として、年内での完成を希望いたしますが、完成の時期はいつ頃になるのか、お尋ねをいたします。

3点目でございます。防災協定の締結について。

6月号広報と一緒に防災ハザードマップの改訂版が全戸配布されました。風水害のリスク、適切な避難行動や災害への備えなど簡略的に記され、また自分たちの住んでいるところはどうか、避難場所がどこなのかなどが記入され、町民の皆様が再度確認をいただいているところであります。この災害というのは、いつどこで発生するかなかなか予測がつきにくく、どこで起こっても不思議ではないと思われれます。

そこで、こういう災害のとき、つまり地震、大雨、台風などで発生する災害廃棄物の処理をいかに早急に片づけることができるかが課題であります。全土または一部の地域で発生した場合、一時的には清掃センターが処理するところであり、しかし、清掃センターが機能不全になった場合に誰が処理するのかという問題もあります。こういうときに、民間業者と災害廃棄物の処理に関する協定を締結することも必要であると考えます。加えて、本町の清掃センターは、平成4年からの稼働で大きな改修工事も進められ、最近では延命化計画にのっとり運営されています。もしここで清掃センターが不測の事態で操業が停止となった場合に、第一義的にはお隣の生駒市や三郷町などで依頼しても助けてもらえるが、いつまでもというわけにはいきません。このような場合にも、民間業者と協定を結べば廃棄物の収集、運搬とも支障を来さないと思われれます。一刻も早く廃棄物の処理に関する協定を締結すべきと考えるが、どのような取組をされているのか、お聞きをいたします。

また、協定締結に向けて取り組んでおられるのであれば締結式も考えられるが、いつ頃の予定であるのか、お聞きいたします。

以上、3点ですので、よろしく願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、下中議員御質問の大きな一つ目、平群町第5次総合計画の見直しについて、1点目、2点目を併せてお答えいたします。

後期基本計画の見直しの件ですが、議員御質問のとおり、前期基本計画が平成25年度から平成29年度まで、後期基本計画は平成30年度から平成34

年度とし、後期基本計画については前期基本計画の実施状況を検証の上、見直しを行うとされております。第5次総合計画については、その円滑な推進を図るため、推進連絡協議会を設置し、総合計画における住民協働のための助言、総合計画における重点施策推進のための助言などが出されてきました。また、検証委員会を設置し、総合計画の分野別基本計画の達成状況の検証、目標指標の達成状況の確認、重点施策の達成状況の把握などが出されてきました。検証委員会においては、計画策定から5年が経過したことを踏まえ、分野別基本施策のそれぞれの目標指標について、平成29年の現状値と平成30年の目標値を対比し、その達成度について一定検証してまいりましたが、目標達成のために取り組んだ事業や作業の経過を踏まえた総括と検証を行うために作成した資料の分析にまで至っていないのが現状であります。現在は後期基本計画の3年目であり、第6次総合計画策定に向け、第5次総合計画全体の総括と検証を行っていくべきものであり、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

後期計画の見直しということで、実際二つの会議を持たれたということで、総合計画が円滑に推進するために推進連絡協議会が設置されたということですね。それと、各年次ごとの達成状況の検証や目標値の進捗状況などを調査するために検証委員会が設けられたというふうでよろしいですか。その2本立てで、過去数回開催がされましたと。ということで、今、巳波課長のほうから答弁がありましたが、第4回の検証委員会で目標値の達成度で検証をしたと。その検証した結果、目標達成のために取り組んできた事業や作業を踏まえた総括と検証を行うための資料の分析に至っていないというところですね。これはそうしますと検証委員会から、きちっとしたものが政策推進課へ返ってきたと。その資料がそのまま眠ってるという語弊がありますけども、分析に至っていないということは、現在その検証委員会から出た資料がそのままになっているということですか。これ、一つ。

それと、後期計画の見直しを5次総全体の見直しに変えていくということで、6次総合計画の策定に向けた取組に変更したと。それはいろいろ理由があると思いますが、主な理由は何ですか、この2点、よろしくお願いします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

前期基本計画の見直しと、それが後期基本計画の見直しにつながっていないと、そういうような御質問であったかと思えます。先ほど御質問ありましたように、第27回の推進連絡協議会と第4回に及ぶ検証委員会を開催いたしました。第4回検証委員会は、平成30年に開催したと記憶しておりますけれども、その中では、総合計画の中に位置づけられている目標指標が75項目ございますけれども、これの達成状況ということで一定分析した表がございます。分析の中で達成度が100%以上なのか、80%以上なのか、50%から70%なのか、また達成度が50%未満なのか、そういったカテゴリーに分類いたしまして一つの資料を作ったというところでございます。一応、担当課のほうにいろいろとですね、ヒアリングもさせていただいて達成度が低かった原因は何かと。達成度ができた点についてはどういう状況で達成できたのかということで、一定の考え方は示したところでございますけれども、特にですね、達成度が大幅に低いものについては、なぜ達成できなかったのかと。計画策定時から5年たって6年たって、現状値が非常に低い。なぜそういう理由になったのか、その辺のところは分析できていないというところでございます。その資料についてはですね、現在もそのような状態のままになっていると、そういうような状況でございませう。

後期基本計画の見直しということではなしに、今はですね、第6次総合計画の策定に向けて取り組むと。第5次総合計画全体の総括と検証を行っていくと、そういうふうにお答えさせていただいたところでございます。主な理由といたしましては、今現在、後期基本計画の3年目でございます。時点修正の時期を逸しているというようなことにあるかと思えますけれども、この時点で、後期基本計画の見直しということではなくてですね、年次的に言えば令和5年度から第6次総合計画の年次に入ってまいりますので、その第6次総合計画の策定に向けて第5次総合計画の総括と検証を行っていくと、そういうことでございます。検証と総括をどういうやり方をしていくのかということでございますけれども、特にですね、第5次総合計画を策定してからもう7年、8年たってまいります。その当時立てた基本計画が当然今とはマッチしないところがございませうので、そういったところも十分検証してですね、今はその第6次総合計画の策定に向けてかじを切っていくと。そのような考えでございませう。

○議長

下中君。

○11番

まず1点目は、いろんな資料が整ったということですねけれども、特に分析に至っていないということは、達成度が低い部分についてはなぜこうなったのかと

いう分析に至ってないというところが正直なところだと思います。100%いってるところは問題ないですわな。ああ、よかったなとかいうだけですわねけど、7割、8割できてるといいほうに解釈できます。ただ、50%以下というのかなりあります、実際のところね。その辺がいかにしてこれが達成でき得なかったかというところの分析に至ってないということが止まっているあかしですか。やっぱりそういうことですねけども、これはこれから6次総合計画の策定にも合わせていきますねけども、この前期で仕上がった分、一応検証委員会から頂いた資料をやっぱりきちっとね、もう一度最初から分析をして次に生かすという方法を取ってほしいと思いますけど、その点はどうですか。

それと、第6次になぜ切り替えたのかということですねけども、これが後期基本計画も約半分過ぎまして、後期を作っても1年か2年しか使えないというところで、それなら1年、2年、向こうの第6次総合計画の策定に向けた取組をしていこうということだと思いますが、主に変更した理由は時点修正の意義であるということです。これは仕方ないといえれば仕方ないですねけども、結局1年半遅れたことが残念であるということです。これは正直に申し訳ないと言ってほしいなと思いますけれども、ただ、1点目のいかにして生かしていくかということには取り組んでいただけるのかどうか、それだけお願いいたします。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

先ほど申しました達成度の低い基本項目の中の目標指標についてはですね、なぜそのようなことになったのか、その辺の原因をしっかりと分析しながら6次の計画を作るときにつなげていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

確かに、せっかくやってきた前期の検証ですので、それを第6次総合計画の策定には生かしていただきたいと思います。

それと、6次総合計画は令和5年度からと普通でいえばいけますねけども、その策定に向けては1年から1年半はかかると思います。だから、令和3年ぐらいからかかってもいいのかなと思いますねけども、その辺からぼちぼち取りかかる予定であるのかどうか、お尋ねします。

○議長

政策推進課長。



○政策推進課長

第6次総合計画の策定期間の件でございます。総合計画といいますのは、そういうのは言わなくても当然のことかと思えますけども、平群町を将来どのような町にしていくのか、そのために誰がどんなことをしていくのかと、それを総合的に体系的に取りまとめると、そういうものでございます。総合計画についてはですね、第4次、第5次と進んできましたけども、第4次ぐらいまではですね、当然人口が右肩上がりの時代でございましたので、人口の増加を目標に上げて予算や箱物をですね、インフラ整備に代表される新規の施策に充てると、そういうような方向で進んできたわけでございます。ただ、第5次総合計画策定時にはですね、日本全国のほうで人口減少の傾向が大きいということで、第5次基本総合計画からはですね、人口増施策というよりは人口減対策、そういうような施策に切り替えて計画を作ったところでございます。当然ながら、第6次総合計画においてもですね、日本国全体の人口減少というのは避けては通れない。第5次総合計画の人口対策について大きな五つ、六つの柱がございますので、今まで平群町が取り組んできました人口減対策、それを基本にいかにして今後人口減を食い止めていくか、そのところは5次総と同じように引き続き重点としながら6次計画につなげるよう頑張りたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長

下中君。

○11番

今、課長が答えてくれたとおりで結構です。確かにね、5次総のところにはいろんな計画がぶら下がっております。観光基本計画、都市マス、それから人口ビジョン等もいろいろ皆ぶら下がっておりますので、やっぱりその最高規範になりますので、きちっとしたものを作っていただきたいと思います。

それで、最後に町長にお聞きいたしますねけども、今、課長のほうから时期的にも逸しているので前期の見直しも含めて、後期計画だけ作るのではなく、第6次総合計画の策定を目指してやっていきたいという旨の答弁がありましたけれども、そのような方針でよろしいのですのかな、町長、よろしく申し上げます。

○議長

町長。

○町長

それでは、下中議員の御質問にお答えします。

総合計画につきましても、行政の運営の総合的な町の指針となる、町にとっては最上位計画であります。御指摘をいただきました第5次総合計画では、基

本計画においては前期基本計画が平成25年から平成29年度まで、後期基本計画が平成30年度から令和4年度までとなっており、前期基本計画の実施状況を検証の上、見直し策定するというふうになっております。前期基本計画の検証の事務手続が遅れていることに対しましては深くおわび申し上げます。今後このようなことのないように業務をやっていきたいと思います。そして、第5次総合計画も8年を迎えていること、また後期も3年目となることから第5次の総合計画もしっかり検証していき、第6次の総合計画に生かしてまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○議長

下中君。

○11番

町長のほうからしっかりとした御答弁をいただきました。ありがとうございました。第5次総合計画の全体をきちっと掌握して、そして第6次総合計画、これは時代に即応した計画であってほしいと思いますので、よろしく願いいたします。この件はこれで結構です。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

続きまして、下中議員御質問の大きな二つ目、町勢要覧の作成状況についてお答えいたします。

町勢要覧は町の概要や産業、施設など各分野の情報を分かりやすくまとめたもので、平群町を知るには最適な資料となっております。昨年度で予算措置をしておりましたが、令和3年2月に迎える町制施行50周年と発行を合わせることと繰越措置させていただいたところであります。現在のところ、具体の事務作業には至っておりませんが、庁内若手職員の意見、知恵も取り入れながら早期に取り組んでまいりたいと考えております。なお、完成の時期については年内を目標に発行してまいります。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

現在の進捗状況については、具体の作業に入っていないということですねけども、昨年1年間ありました。それなのに、まだまだ入っていないということですねけども、これ、課長にお聞きしますねけども、政策推進課の中でこういうものを作っていこうというような議題には上がっているのかいないのか、そ

れをお尋ねしたいと思います。

それと、庁内若手職員の意見も取り入れてやっていくということですねけど、これはこれで十分に結構です。それはそれでよろしいねけども、やはり町全体に関わることですのでね、全町一丸となってやっていくべきだと思いますが、その点はいかがですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

町勢要覧の発行についての事務についてはですね、議員御指摘のとおり、遅延していることはそのとおりでございます。今年度に入りましてですね、職員との間で町勢要覧の発行についてどのようなスケジュールで進めていくかについてはですね、議論しているところでございます。まだまだ具体の作業には至っておりませんが、年内を目標に発行してまいりたいと思っておりますので、その点については御理解をお願いしたいと思います。

それと、発行についてですね、若手職員の意見や知恵を取り入れるということもございますけども、政策推進課のみで全て100%いいものが作れるということでもございませんので、できるだけ庁内の職員の意見も取り入れてですね、町制50周年にふさわしいような町勢要覧を作成したいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議 長

下中君。

○11番

ちょっと残念な結果ですねけど、なかなか具体の作業に入っていない。議論にも入っていないということですねけど、今年度から繰越明許されまして年内の完成を目指して具体のスケジュールに入っているということですねけども、今、別にスケジュールがいつ幾日までにできてということは聞きませんが、現在のところ、年内に完成して公表できるというようなスケジュール表で進んでいると思いますけれども、その点はそれでよろしいのですのかな。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

スケジュールについては先ほど申しましたとおり、年内を目標にですね、発行できるような努力をしてまいりたいと思っております。

○議 長

下中君。

○ 1 1 番

冠には50周年記念事業というふうなことも言われましたけども、それはそれで大事なことですけども、やはり年内、特に西脇町長も就任2年目を迎えようとしておられますのでね、最低でも年内には完成していただきたいと思います。それと、全職員で取り組んでいくということでもありますので、できるだけ早い完成を願ってるところでございます。この件はこれで結構です。

○ 議 長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

説明員交代

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

それでは、大きな項目の3項目め、防災協定の締結についてお答えいたします。

近年、集中豪雨等により全国各地で大規模災害が発生しており、本町におきましてもあらゆる災害が想定されます。このことから令和元年度には平群町地域防災計画の改定、同時に平群町防災ハザードマップを改定し、地域住民の方に被害想定区域の認識、そして避難経路等の再確認をしていただくよう周知したところでございます。

また、議員の御指摘にもございました大規模災害時での廃棄物処理につきまして、本町といたしましても大きな課題であると認識しております。そこで、災害時等による不測の事態に備え、大阪府和泉市にございます大栄環境株式会社と防災協定締結について協議を進めてまいりました。この大栄環境株式会社は1979年に設立され、1995年に発生した阪神淡路大震災をはじめ、日本各地での様々な災害廃棄物の処理実績があり、事業者間のネットワーク、処理から再資源化まで一貫して迅速に対応できる事業者でございます。また、災害廃棄物の処理施設に関する防災協定を近畿圏内はもちろんのこと、中部地方、四国地方など約50自治体と防災協定を締結されておられる実績のある事業者でございます。平群町におきましても、災害時による廃棄物処理が困難になった場合に適正かつ迅速に対応ができるように、また同時に平群町清掃センター処理施設が稼働して30年弱が経過しており、不測の事態により稼働が停止した場合におきましても、即座に対応ができるよう併せて協議を進めてまいりました。大栄環境株式会社との防災協定の条項につきましてはほぼ協議が整い、

締結時期につきましては、6月下旬頃を目途に締結できる状況となっております。

以上でございます。

○議長

下中君。

○11番

防災協定の締結について、災害廃棄物の処理についても協定の締結に突き進んでいるということで、ありがとうございます。そこでちょっと二、三お尋ねしますけども、今処理業者が大栄環境ですか、いろんな周辺の自治体とも協定を結んでおり、実績のある会社であるということが主な決め手になった理由なのかどうか、それ一つと。

それと、災害廃棄物の処理はもちろんのこと、清掃センターが不測の事態になった場合にでもきちっとやってもらえるのか。このきちっとやってもらえるのはいろいろありまして、一つは清掃センターの稼働が停止すると。そうすると持っていくところがないので、大栄環境が来て持って帰ってもらうというのが一つと、清掃センターの動きが取れないという場合に、実際パッカー車が回れないという状態が起きた場合に、この収集運搬業務ができるのかどうか。即座に対応できるようにという川西課長の答弁がありましたけれども、その辺はどのように考えておられるのか、お伺いします。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

三つほどですか、大栄環境株式会社の決め手となったというところなんですけども、もちろん実績がある、過去からの実績ですね、それが大きなところでございますし、身近なところにあるというふうなことも含めまして決め手となったかなと思っております。

あと、清掃センターが不測の事態になった場合ということでございます。平群町清掃センター処理施設における対応を併せて協議を行ってきたということで答弁させていただきまして、廃棄物処理に関する基本協定書におきましても明記し、協定書を結ぶ予定というふうに考えております。また、あわせてまして本町のパッカー車が災害時に回れない場合にどうするんだということでございます。こういうことにつきましてはですね、地域防災計画の中でもいろいろとうたっております、応援協定等々ですね、我々のほうでも幾分かの協定を結んでおるところがございます。そういったところと併せまして可能な限り対応していくことになっていくかなというふうに考えます。

以上です。

○議長

下中君。

○11番

まず、大栄環境に決まったという、いろいろ実績がある、近くにあるというように決められたということで、今年中止になりましたけど、ごみフェスタでもなじみのある会社やと思いますので、それはこれで結構だと思います。

あと、処理の方法ですね、今言ったように、清掃センターで不測の事態が起きて停止した場合は引き取ってもらえると。第一義的には三郷でも、生駒でもよろしいと。それが長引けばそんなわけにはいきませんので、協定を結んだ民間業者が取りに来て処分してくれるということですねけども、ただ、先ほど川西課長も言われたように、パッカー車が動かない場合もありますわな、実際。それがいろんな応援協定も結んでいるところとともに連携をしながら、収集運搬をしていくということですねけども、これ、実際、この一会社だけでほんまに収集運搬ができるのかという心配もありますわな。平群町全土ですので、その辺は難しいところがありますのでね、協定書の中でどのようにうたわれているのか分かりませんが、その辺をきちっとすみ分けできて、これはこう、これはこうというような形でいけるような協定書にしてほしいと思いますが、その点はいかがですか。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

協定書の中身の内容でございます。その辺につきましては、今議員おっしゃったような内容も含めましてですね、再度精査した上で締結していきたいと思っております。

○議長

下中君。

○11番

いずれにいたしましても、第一義的には災害時に廃棄物が散乱した場合どうするんだということで、それが第一だと思います。その中で今たまたまうちの清掃センターはかなり年も古いので、機能不全に陥った場合は使ってもらえるということですねけども、第一は災害廃棄物、これが出た場合、一清掃センターではかなりしんどいと思います。それを補ってもらう、一緒に助けてもらうというのが一番防災協定の趣旨だと思います。

そこで、再度お尋ねしたいと思いますが、やはり第一は災害廃棄物、仮に大雨や台風でいろんなことが出た、皆、道路肩に廃棄物を出さはると。せやから、清掃センターだけでは負えないという状態がありますわな。その場合に真っ先に来ていただく協定業者ということで、それがなっていけば一番よろしいねんけど、それプラス、本町には特殊な事情があつて、清掃センターが機能不全に陥った場合に助けてもらうという、そのような一、二というような形でやっていくのが一番大切かなと思いますねけども、そのようなやり方でよろしいですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

議員の質問にもあつたと思いますけども、もちろん今、結ぶ大栄環境さんにも対応いただかなあきませんし、質問にありました広域的な生駒市であるとか三郷町、この辺の災害の状況にもよりますけれども、応援も頂きながら、あらゆる手段を取りながら処理していくことになろうかと思ひます。

○議 長

下中君。

○11番

この災害廃棄物は大変なことでするので、その点については、まずは自分のところで処理をするということが一番大事でするので、それが手に負えなかつた場合は、仮に生駒市さんとか三郷さんにもお願いするというところもある、また応援協定を結んでいるところもあろうかと思ひますので、その辺については十分可能な限りやっけていただくと。そして、こういう民間の業者についてもお願いをして、適正に早急に片づけるということが大事でするので、それはよろしくお願ひしたいと思ひます。

それと締結時期のことですなけども、やや話が進んでおるといふことですので、協定書も大まかに出来上がつてると思ひますけれども、6月下旬ぐらいにということですよ。7月になるのかどうか分かりませんなけど、6月下旬ぐらいでよろしいですか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

6月下旬を予定しておるといふことで結構です。

○議 長

下中君。

○ 1 1 番

こんな時期ですので、華々しい締結式は無理かなと思いますねけども、それはきっちりと、こちら町長を筆頭に出させていただいて、相手方もそこそこの会社の方が来られて、華々しくはできませんけども、ちょっと地味な中でもきちっとした締結式を行っていただきたいと思います。

それとね、最後に聞きますねけども、この協定書の中でも言われてますように、即座に対応できるようにということが一番大切ですので、この点だけきちっと協定書にも明記していただいて、やっていただけるのかどうかだけお伺いしたいと思います。

○ 議 長

総務防災課長。

○ 総務防災課長

そのようなことを明記しながら対応させていただきたいと思います。

○ 議 長

下中君。

○ 1 1 番

そのようなことも十分配慮して締結式を迎えるということですねけども、できるだけ早い締結式を迎え、きちっとした形で防災協定が結ばれて、災害廃棄物の処理に関しては一日でも早い片づけができるような、そういう体制でありたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○ 議 長

それでは、下中君の一般質問をこれで終わります。

3時30分まで休憩いたします。

(ブー)

休 憩 (午後 3時13分)

再 開 (午後 3時30分)

○ 議 長

それでは、休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○ 議 長

発言番号5番、議席番号12番、馬本君の質問を許可いたします。馬本君。

○ 1 2 番



議長の許可を得ましたので、通告によりまして4点、質問をさせていただきます。

その前に、このたびコロナウイルス感染でお亡くなりになられた方々に心よりお悔やみを申し上げます。それと、平群町の国の政策であります特別定額給付金につきましては、町長を軸として関係課の皆さん方、また職員の皆さん方、祭日を返上され、5月2日には申請用紙が8,000世帯に届くように御努力いただきましたこと、改めまして御礼を申し上げます。ありがとうございました。住民の皆さんは大変喜んでおられます。

それでは、早速4点について、まず1点目についてお聞きをいたします。平群駅前線東側区域の町道拡幅を。

平成23年6月議会で、平群駅北側踏切からバイパスまでの町道約200メートル、ここは狭隘で交通量が多く危険な道路であり、早急に町道拡幅すべきであると質問をさせていただきました。その後、平群駅前区画整備事業と文化施設がまた完成すれば、より一層交通量増となり、今以上の危険な道路となりますので、早急にこの件については交通安全確保と利便性向上のためにと、拡幅の一般質問を数回行ってまいりました。当初からの経過といたしましては、町は道路拡幅の必要性は高いと御認識を持たれ、交通量の実態調査、現況の測量設計及び予備設計業務に着手され、一部地権者の御協力により一部拡幅など交通安全対策を図ってこられました。また、数年前からは踏切内の南側に2メートルの歩道設置事業を計画され、近鉄との整備内容や費用負担について協議を進められ、令和元年度予算に事業費として約1億円を計上されましたが、執行できず、今年度へ繰越明許をされました。関連として、今年度予算では土地分筆登記業務、建物補償調査、不動産鑑定評価業務、歩道整備等、約750万円が計上されています。

そこで、お聞きをいたします。

まず1点目、平群駅北側踏切内、現況は幅員が3メートルでございます。その中の車歩道に対し新たに2メートルの歩道を設置し、計5メートルの拡幅事業の進捗状況と完成年度はいつ頃になるでしょうか。

2点目、平群駅北側踏切縁からバイパス間、車道5メートルと歩道2メートル、計7メートルの拡幅事業の完成年度はいつ頃ですか。

3点目、平群駅北側踏切からバイパス間の拡幅事業の総事業費と財源内訳を教えてください。

次に、2点目でございます。新庁舎建設予定について。

現在の役場本庁舎は昭和30年代に建て替えられ、その後、西庁舎、南庁舎が増築されております。特に本庁舎の老朽化が著しく、耐震性を欠くことで震

災発生時に防災拠点としての役割を果たせないことや職員、住民の生命を保守できない課題を抱え、こうした課題を解決するために、平群町は新庁舎建設を予定され、平群町用地先行取得事業特別会計で将来の役場庁舎建設用地として、平成30年度に平群駅西土地区画整理事業の保有地、約1,500平米を用地先行取得債で2億円で買収をされました。用地先行取得などの事業債は、地価高騰に伴い地方公共団体が公共事業実施年度に用地を取得することが非常に困難なものになったことから、公共用地を先行取得することにより公共施設の整備を円滑に遂行することを目的として制度創設されたものであります。本事業債は上物建設にかかる地方債を起すことでの、いわゆるつなぎ資金としての性格を有しています。起債協議等に年度以降、10か年、計10会計年度以内に事業化されることが同意等の要件となっています。また、元利償還の期限は原則として10年以内、上物整備として事業化をしたときは残債を繰上償還する必要があります。

そこでお聞きいたします。

第1点、本事業債は上物建設にかかる地方債を起すまでの、いわゆるつなぎ資金としての性格を有しています。また、起債協議等の年度以降、10会計年度以内に事業化されることが同意等の要件となっており、7年後の令和9年度が元利償還の最終年度となっております。新庁舎建設の基本計画は、令和9年度までに策定が必要となるのではありませんか。

2点目、令和2年度の庁舎建設基金で積立て1,000円の名目予算で、今年度末残高は1,808万3,000円であります。残高は前年度と変わりません。資金計画はどのように考えておられるのか、また毎年一定の庁舎建設基金に積立てすべきであると思いますが、いかがでございますか。

続きまして、大きく3点目でございます。平群町公共施設等総合管理計画について。

国は平成25年11月にインフラ長寿命化基本計画を策定され、地方公共団体の役割である行動計画が示されました。平成26年4月22日付で公共施設等総合管理計画の策定要請がありました。目的は過去に建設された公共施設等が大量更新の時期を迎えているが、一方では各団体の財源は依然として厳しい状況にあると同時に、少子・高齢化を迎え人口減少社会へ向かっている、そのような状況の中で公共施設などの全体の状況を把握し、長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより財政負担を軽減、平準化できることとあります。その後、平群町では平成29年3月に平群町公共施設等総合管理計画、平成29年からその当時、平成48年度の20年間を計画期間として策定されました。

そこでお聞きをいたします。

1 点目、各施設の総合管理計画の進捗状況についてであります。

その中で、1 番目、行政系施設では役場庁舎。2 点目、供給処理施設、具体的には清掃センター。3 番目、学校教育施設、具体的には3 小学校、中学校、学校給食センター。4 番目につきましては、子育て支援施設、具体的にははなさとこども園、ゆめさとこども園、子育て支援センター。5 番目には、保健・福祉施設、具体的にはかしのき荘、ふれあい交流センター、プリズムめぐり。6 点目、文化系施設、具体的には中央公民館、人権交流センター、あすのす平群、自治会集会所。7 点目、スポーツレクリエーション施設として、具体的には総合スポーツセンター。8 点目につきましては、公営住宅、これは具体的には町営住宅でございます。9 点目、産業系施設、活性化センター、現在のくまがしステーションであります。それと若井共同作業所。10 点目、その他の施設として野菊の里斎場、旧西小学校、旧南保育園、旧共同浴場であります。この点について、具体的に各施設の総合管理計画を御答弁ください。

大きく2 点目、フォローアップとして、本計画の策定の前提は第5 次総合計画、平成25 年から令和4 年度の10 年間としていることから、議会や住民に対して随時情報提供を行い、町全体の認識を共に有するとなっておりますが、遵守されていますか。

3 番目、施設分野別の方針では、総床面積6 万8,675.6 平米を今後20 年間で20% 以上削減目標を設定されています。実施から3 年が経過をいたしました。総床面積6 万8,675.6 平米のうち何平米並びに何% 削減されましたか。また、20 年間の削減計画をお答えください。

次に、大きく4 点目でございます。公共交通空白地域解消へ。

移動手段を持たない高齢者や運転免許証自主返納者、更新できなかつた住民など移動困難者が増加をしております。公共交通網の整備は緊急課題であり、基本は利用者が求めている地域公共交通でなくてはなりません。高齢者移動支援施策のデマンド型交通を導入し、コミバスとの並行運行をすべきと毎定例議会ごとに一般質問を行ってまいりました。昨年12 月議会にもデマンド型交通導入をすべきと一般質問をいたしました。当時、現在の川西総務防災課長であります。利用対象者を限定した上で関係機関との協議、本事業を安定的に、かつ持続的可能な施策として実施するために確実な財源を確保できるよう実施に向け解決してまいりたいとの御答弁をいただきました。また、町長は財源確保策については当然検討を重ねており、早期に見通しをつけますので今しばらく時間を頂きたいと、実施に向けての御答弁をいただきました。通常なら、今年の3 月議会で進捗状況を質問をするのが私の本意でありましたが、関係機関

との協議並びに財政問題などをクリアしていただくためにも、一定の期間が必要と理解し、今年の3月議会には一般質問せず今議会で一般質問をさせていただいております。私はこの問題につきましては、平成25年3月の定例議会に初めてデマンド型交通を導入すべきと一般質問で提案してから、今議会で一般質問は27回目でありまして、連続8年間の一般質問となります。今年の4月24日に公共交通対策特別委員会が開催をされ、平群町からデマンドタクシー導入検討に関する方針案が提案されました。今後の予定としては、令和3年10月の実証運行のスケジュールなどが報告されました。

そこでお聞きをいたします。

大きく1点について、令和2年4月24日に提示されましたスケジュールのうち、6月議会までの進捗状況についてお聞きをいたします。

小さく1点目、5月に開催されましたNCバスとの事業実施説明及び了承の協議内容はどうでしたか。

小さい2点目、5月に開催された地域公共交通会議での事業実施説明、了承の協議内容はいかがでしたか。

3点目、5月に開催された運輸支局との協議内容は。

4点目、5月に開催された介護保険事業計画などの策定委員会において、事業概要説明及び財源措置などの協議内容はどうでしたか。

5点目、新たな交通手段導入検討のため、65歳以上の住民意識調査が予定されております。事業費については、平群町の地域公共交通会議で予算化されておるといふことをごさいます。事業執行に当たっての周知方法と実施予定を御報告ください。

続きまして、大きく2点目、令和3年10月にデマンドタクシー実証運行を予定されていますが、実証運行に対して国、県などの補助金があるのか、また補助金が受けられるのであれば、その概要を説明してくださいといふことをごさいます。この件については山口議員が今日、朝、そのような質問をされました。あえて、3年間で必ず町は県からいただけるものなのか、改めて概要を説明いただきますようによろしくお願いたします。

以上、大きく4点について質問いたします。簡単明瞭な御答弁をよろしくお願いたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

1点目、平群駅前線東側区域の町道拡幅についてお答えいたします。

①平群駅北側の踏切拡幅については、平成26年度に国の補助事業採択を受

け、平成29年度に踏切拡幅に伴う予備設計業務、平成30年には詳細設計を完了いたしました。拡幅については現踏切道幅員3メートルに、新たに幅員2メートルの歩道を設置する内容となっており、令和元年度に当該拡幅工事に着手する予定であったが、施工主である近畿日本鉄道の社内協議や国土交通省(運輸局)の協議に不測の日数がかかり、令和元年度内の完了が困難と判断し、令和2年3月平群町定例会において補正予算並びに繰越しの承認を可決いただきました。進捗状況としましては、本年6月中には拡幅工事に関する請負契約の締結を行う予定で近畿日本鉄道と協議を進めているところです。いずれにしても、本契約締結には議会の議決を付すべき契約となりますので、改めて議会上程をさせていただきます。

②平群駅前線拡幅事業の完成年度につきましては、当該道路拡幅事業が平群1号踏切から国道168号上庄バイパス(三里交差点)までの総延長約200メートルの区間を車道5メートル、歩道2メートルの全幅7メートルに拡幅する計画となっております。今後、事業を進めていく上で、先ほどの踏切拡幅を含め用地買収件数が11件、建物補償件数2件、工作物等補償件数8件、延べ11名の関係地権者の協力と理解を得るとともに、補助メニュー等を活用し必要な財源を確保しながら当該事業を進める必要がございます。このことから明確に完了年度はお答えできませんが、本年4月には平群町総合文化センターがオープンし、当該路線の交通量はますます増加傾向にあり、歩行者などの安全確保の観点からも引き続き関係地権者との交渉を積極的に行い、当該事業の早期完了に向け、引き続き取り組んでまいりますので、御理解いただきますようお願いいたします。

③総事業費と財源内訳につきましては、総事業費については測量設計等の委託料が約4,500万円、踏切拡幅や道路築造にかかる工事費が約1億7,000万円、用地買収費が約3,500万円、建物、工作物等の補償費が約1億、合計約3億5,000万円の概算事業費を試算しております。財源内訳につきましては、総事業費3億5,000万円のうち国庫補助事業が1億9,250万円、総事業費の55%です。地方債1億4,170万円、補助残の90%です。交付税算入が20%です。一般財源が残りの1,580万円となっております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

まず1点目、今回、近鉄さんと運輸局とかいろいろ協議されて、令和元年度

に一応契約する予定が今年になりましたということで、大変な御努力をいただいたなというふうに思います。実は私もちょうど平群駅の南側になります、踏切ね、拡幅じゃないんですけど、よう脱輪したとこで、いろいろ近鉄も行きました。なかなか協議が大変ということで、ここまでこじつけて話をつけていただきましたことに、私はほんまに個人的には深く感謝をいたします。それと、一日も早く議会へ上程していただきますように、請負契約をね、よろしく担当課長並びに町長、それと関係機関の皆さん、本当にありがとうございました。心より感謝いたします。

2点目でございますが、完成時期は答えられないということでございますが、そこでこの道の経緯は町長も知っておられると思いますけども、この経緯は何で今回私が一般質問で強く質問したいかというのは、実は一番最初はこれも本当に11名のうち関係地権者がおいでになるということでございますので、この地権者の方々の御協力が絶対必要でございますね。地権者の御協力をいただきましたら、工事は90%完成したというふうに私は認識しております。それとあとは財源などの問題で、明確にその辺については答弁でき得ないということの完成はでき得ないということで、それは当然のことやと思います。担当課長、そのとおりと思います。しかし、そこで町長、よう聞いてくださいや。都市計画道路西線ございますね、西線と区画整備事業は同時に完成をしましょうという最初の政策やったわけや。それ、御記憶ありますか、当初。これが最初の政策、そこで今回の皆さん知ってはるとおり、総合文化センターがオープンし、平群駅西土地区画整備事業の完成に伴い、平群駅前線の東側の町道の利用者がどんどんどんどん増加し、また都市計画道路西線については完全に未整備で見通しがついてない。ともなれば、私は道路計画が頓挫している以上、暫定的にも早急にこの道路を拡幅すべきではないかと思っておりますけど、町長の御答弁を、御決意をお答えいただけますか。

それと総事業費については、ここが大事なことやねけど、約3億5,000万ね、そのうち55%やけど交付税も入ってきますんで、僕は約60%の補助金が出るんちゃうかなというふうにも認識してます。財源内訳、これは別としてね、ちょうどそこに対するこの道路の拡幅についての熱意と決意、これをちょっと聞かせてください。

○議 長  
町長。

○町 長  
それでは、馬本議員の御質問にお答えさせていただきます。

平群駅前の西側につきましては、平群駅西土地区画整理事業で既に供用が開

始されました。そして、4月には総合文化センター・図書館がオープンし、東からの交通量のアクセスも増えており、また歩行者の安全確保が重要な課題となっております。

また、国道168号線バイパス三里につきましても、土木のほうに右折レーンの設置についても県に要望してるところでございます。このことから平群駅前の東側区域の道路拡幅につきましても、町にとっては改良拡幅が必要な重要な線の一つであるというふうに考えております。今後は財源の確保が必要となってきますが、当該事業の早期完成に向けて積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○議長

馬本君。

○12番

町長にそうやって御認識いただいたら結構なんですけども、この道路は完全に最大に重要な課題ですよ、拡幅は。これははっきり言うときますけど、暫定的な道路でっせ、平群町の政策からいえば。政策からいえば平群町の都市計画道路西線は完成させなければならぬけれども見通しも立っていない。けれども、今度駅前開発、もう駅前広場もできたし、文化センターもオープンした、より一層東側から、今おっしゃった右折レーンを今度県へ168のところを要望してるって。それは立派なことでございますな。ということは、拡幅してなかったら右折レーンはできませんで、町長。ということで、町長の決意として、要するに重要である、これは緊急な課題である、そして財源も確保していくというふうな認識で取ってよろしいですか、町長、改めましてどうですか。いや、違うと言われたら御答弁くださいよ。

○議長

町長。

○町長

重要路線というような形で認識しておりますので、当該事業の早期完成に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

町長にそうやって、より一層御認識いただきまして重要ということで緊急やということで、それと財源確保にも一定の努力をしていくということで御理解をいただきましたので、町長、一日も早く完成されることを御祈念申し上げ、また11件の地権者の皆さん方の御協力についてはですね、町長もひとつ御協

力をしていただきましてね、御理解をいただきますようによろしく願いいたします。この質問についてはこれで結構です。ありがとうございました。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、馬本議員の大きな二つ目、新庁舎建設予定についてお答えいたします。

役場庁舎用地については、駅周事業の円滑な終結と将来的な公共施設整備の最適配置実現を一体的に捉え、その用地を先行取得したものであります。このことは平成29年3月に策定した平群町公共施設等総合管理計画において、現役場庁舎については「今後、行政サービスの利便性との整合性を図りながら、耐震対策が実施済施設への機能移転や他の施設との共同利用も視野に検討を行う。あわせて、今後複合化・最適化を進めていく施設との一体的な管理と機能強化を念頭に、現庁舎の建て替えを検討する」としているところであります。

そこで議員お尋ねの1点目、基本計画の策定についてであります。公共用地の先行取得事業債という地方債を活用して取得する用地であることから、地方債の制度上、同意年度以降10年度以内に事業の用に供するものとされており、令和10年度までの期間においてその方向性を示す必要があります。将来庁舎の計画に当たっては、まず庁舎建設の目指すべき方向と実現に向けた基本的な枠組みを明らかにした基本構想を策定し、大まかな全体像を把握したいと考えております。そこから建設地区の立地条件に合わせ、事業実施のための課題や条件を整理し具体的な対応策やアイデアを示し、事業コンセプトの確定やボリューム検討、事業費概算など事業実施の青写真を示し、具体的な設計の指針となる基本計画に着手したいと考えております。

続いて、2点目の資金計画についてお答えいたします。

当然ながら、建物建設については国等の有利な補助メニューを可能な限り活用していきたいと考えておりますが、現在のところ、そのような補助メニューは見当たりません。国、県の動向を注視しながら、防災的な視点や公共施設との複合化などの切り口の観点からも、基本計画の中で補助メニューを模索したいと思っております。また、具体的な資金計画ですが、庁舎建設基金は設置し



ているものの、残高は建設資金には程遠いのが現状であります。公共施設全体の総合管理をしていく中で可能な限り積立てに努めたいと考えております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

それでは、1点目についてお聞きいたします。非常に基本計画策定するのは10年以内にする必要があると考えておると。7年後の令和9年度が元利償還の最終年度となっております。そこで、10年以内に着手できなければペナルティーがあるかないか、まずその点について御答弁願います。

2点目につきましては、庁舎独自の建設については補助メニューが今のところないよと。けれども、複合施設、防災関係の云々は、今度建てるときにそれを模索していきたい。これはこれで結構と思います。しかし、現在の僕の聞きたいのは、毎年基金積立て、名目予算の1,000円ではなしに、一定の基金積立てをしていかなければならないのではないですかと、その点について再度お答え願えますか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、再質問にお答えいたします。

10年以内に庁舎建設に着手しない場合の罰則についての御質問でございます。確かに、用先債ということで、これは建設までのつなぎ資金でございますが、地方債の償還を行っているために建設の実現ができなくてもペナルティーと、そういうものはないかと認識しておりますけれども、やはり国、県と別途協議が必要と考えております。地方債の発行に当たって同意していただいた県との信頼関係もございますので、もしそのようなことがあればですね、丁寧な説明に努めたいと思っております。

それと、二つ目の質問でございます。補助メニューと補助金の関係でございます。補助メニューについては、先ほど申し上げましたとおり、庁舎建設の単独についての補助メニューは現在のところございません。財政についてはここ10年ぐらいですね、毎年度の予算編成で未確定財源を計上していると、そういうような状況でございます。今後におきましても、予測できない財政出動の可能性もあることから、厳しい見込みの財政状況というふうに考えております。ただ、将来庁舎に向けてですね、財政健全を図りながら一定額を積立てられるように努力してまいりたいと考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

まあ、ペナルティーはないよと。要するに、建物の計画も何もなかったも、元利償還さえ10年以内にしたら、ペナルティーは一切ないよということをおっしゃっていただいたわけやけど、それについては別途協議して丁寧な説明をさせていただくということでおっしゃっていただいたんやけど、それはね、やっぱり自治体と県はいろいろそこら辺の信頼関係が非常に損なわれます。要は先行取得債というのは建物のつなぎ予算でございますので、そのためにも僕は2点目で言うてるように、基金にしてたらどうやと。あとは防災並びに複合施設として、いろいろ今度は建設に当たっては補助メニューをいろいろ模索しながら建設を予定されたらどうですかと、こう言うてるわけ。なぜこんなことを言うかというたら、今の本庁舎やで、しかし東南海地震が来たらどうなる、これは急務ですよ、大変ですよ。災害対策本部どこですかって、なくなったらどうなります。それどころか、例えば昼やったら職員の生命、また利用された住民の生命、守られへん。町長、これは大事なことですよ。だから、先行取得で10年以内に必ず上物を建てますよと、こう約束されて先行取得債を一定の協議で了解してもうて2億円お借りしたんやろ。だから、やっぱりお借りした以上、財政厳しいからな、一定の基金は努力しますと、このことが間違うてんねや。努力ちゃうねん、積んでいかなあかんねや。ということをおっしゃって、僕は御答弁いただきたかったわけや。絶対と言うたらいかんけども、本当に10年以内に建築計画が策定できるように努力しますという意気込みが欲しいな、これ。いつ起こるか分からへんで、東南海地震、そうでしょう。ここは私が平成3年に議員にならしてもうたときに、向こうの第5が今の部屋やったけど、平成五、六年にここができてんねん。せやから、僕が議員で最初当選させていただいたときは第5会議室、あこが前の議場やったわけ。町長、何でこれを今日言うたかというたら、後で管理計画を一般質問してるから、特に緊急やからお話ししてますねんで、抜粋して。あとは後でまたお話ししますよ。これ、大事な話でっせ。町が財政厳しいのは分かります。けどもね、一定の基金はやっぱり必要ちゃいますか。幾ら積みなさいということは、私はあえて言えない。基金は一定の努力をしていきますということをおっしゃったわけや。努力ちゃうねや、僕にしたら。10年以内に絶対建てやんなら、東南海地震も30年以内に来るんちゃうかという、そういう見解もあるんちゃうの。そういうことになると、やっぱり住民の生命、財産を守る、また災害時には対策本部がきちっとしたところで活動ができる、そういう施設がね、やっぱり僕は大事だと思いますけど、町

長、基金のほうはどうか。僕の質問をさせていただいてる中身はよく御理解していただきたいとは思いますが、そんなね、失礼でっせ。今年度予算は1,000円の積立てって、こんなもん名目予算というより失礼な話やで。片や10年以内に建てますよと、先行取得債を発行させていただいて、積立金は1,000円かいな、訳分からん、というふうになるねん。せやから、町長、そこら辺はどうか、担当課でも結構です。一定の努力じゃなしに、一定の金額、今は金額は言わんでよろしいよ、それは分かれへんから、財政考えながらやらんなんから。1,000円ではあかんで、これは、どうですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま御質問いただきましたように、役場庁舎の建設についてはですね、町にとっても最重要課題と思っております。御質問がありましたようにですね、大きな災害があったときには、町民の皆様の生命や財産を守る災害対策本部として活動しなければならない場所でございますので、そのことは十分承知させていただいております。

そこで、基金の件でございます。毎年度の予算編成においていろいろと工面をしているところでございますが、現在のところ、庁舎建設基金は本当に2,000万にも満たない金額ということでまだまだ足りないと、そういうことは認識しております。今後ですね、庁舎建設に向けてどれくらいの金額が必要なのか、今のところは具体には分かりませんが、毎年度の予算編成の中で財政担当としてできる限り基金を積立てていけるように最大限努力してまいりたいと思います。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、その認識でよろしいですね。

○議 長

町長。

○町 長

庁舎建設につきましては、平群町にとっては本当に重要課題の一つであります。また、庁舎は平群町の町政の拠点として重要な役割も果たしておりますし、現庁舎は老朽化や耐震性の不足、バリアフリー化などの多くの課題を抱えております。また、災害時には防災拠点としての機能を失くなる可能性もあります。このことから、庁舎につきましては本当に建設をしていかなければならな

いというのは十分理解をしているところでございます。財政状況もありますけれども、基金はできるだけ積んでいくように考えていきたいと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

町長ね、行政はこういうものの言い方はあかんねんやん、そなん。それを言うたらね、僕ね、次の平群町公共施設等総合管理、これでまた質問するよ。あえて、次に質問しやんように置いてて、今抜粋して一般質問してんねんで。それ、最初の10年以内にやっぱり建てやなあかんねんや、計画しやんなあかんねんや。10年の計画でええやん、例えばの話な。建設はしんどかってても計画でよろしいやん、町長。計画すんのに財政ない、一番財源が基本やん。そういうときに防災関係並びにいろんな複合施設でできるとか、それは国の補助メニューを模索していただきたい。けれども、一般会計が要るねや、そうやろ。せやから、今1,800万しかないねん、たったの1,800万。せやから、私が危惧してるのはそこですよ。だから、町長、7年後の令和9年度が元利償還の最終年度ですよ。これは認識してくださいよ。ほんなら、償還は全部済みました、もう県からはそんなペナルティーないよって。別途で協議して丁寧に説明したって結果論はペナルティーやん。ということは、信頼関係を損なうことになるよと言うてんねん、そうやろ。先行取得債というのは上物を建てるためのつなぎ資金で土地を買うてるわけやろう、ちゃうの。目的は上物やろう、先行取得債はそうやね、開発公社やあらへんねんからな。その代わり10年と決められてるわけや。せやから、これ以上言うたってな、ここで大事なことは町長ね、こういう言うてくれたらよろしいねん。金額の中身は言うてないですよ、一定の金額を基金として積立てていきますと、それでよろしいねん。金額の中身は1,000円ではあかんでと言うてんねんや。令和2年度は1,000円やんか、恥ずかしいで。1,000円入れて1,800万分しかあらへん。そこから辺、もう1回、再度御答弁できますか。

○議長

町長。

○町長

庁舎建設についてということですので、庁舎の建設となれば本当に多額の金額を必要とします。地方債の発行ということは、やっぱりそれも借金になりますので、一定の額を庁舎建設基金に積立て、新庁舎建設の基本構想などを作っていくたいというふうに考えております。

○議長

馬本君。

○ 1 2 番

この件についてはこれで結構です。次をよろしくお願いします。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

続いて、馬本議員御質問の大きな三つ目の平群町公共施設等総合管理計画についてお答えします。

公共施設等総合管理計画（平成29年度から平成48年度）は、過去に建設された公共施設がこれから大量に更新時期を迎えるに当たり、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化することを鑑み、総合的に方向性を示したものであります。目的としては、利用ニーズの高い施設についてはなるべく長く利用できるよう施設の長寿命化を実施し、その上で老朽化が進めば全て建て替えるということではなく、必要な施設の建て替えや機能向上等を行うために一定の集約を行うことで、コストと便益の最適化を図るものであります。

そこで御質問の1点目、各個別の施設計画の進捗状況であります。大きな方向性については、例えば行政系施設（役場庁舎）は、利便性と整合性を図りながら、耐震対策が実施済み施設への機能移転など他施設との共同利用も視野に検討を行う、あわせて、今後複合化・最適化を進めていく施設との一体的な管理と機能強化を念頭に、（つまり総合文化センターのこと）現庁舎の建て替えを検討するとしております。なお、役場庁舎については、総合文化センター敷地内に用地を確保させていただいたことは御承知のとおりであります。このように、各施設については施設分類ごとに一定の方向性を示しておりますが、個別計画は策定できていないのが現状であります。

次に2点目、フォローアップの件についてお答えいたします。

この計画自体は、町ホームページで掲載し公表しているものの、その進捗状況についてはフォローアップできておりません。今後、財政状況とのバランスも十分考慮しながら計画の周知と認識の共有を図ってまいります。

次に3点目、今後20年間で総延床面積を20%削減する目標の実績についてであります。

計画策定から3年経過した現時点で、この計画に沿って実施できたのは文化系施設では総合文化センター建設により、延床面積で194平米削減、公営住宅では延床面積で283平米削減、達成率で0.7%のみとなっております。また、計画期間内での目標達成は非常に困難な状況となっております。

以上でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

非常に残念な御答弁でんな。それでええのかな。これ、ちょっと恥ずかしいよ。平群町公共施設等総合管理計画、さっきちょっと下中議員が質問してたね。第5次総合計画の検証とか言うてはったね。今度は第6次も作るね。1点目の件についてはね、個別の計画の策定は、ここで改めて聞きますよ、20年間の策定は必要ないんですか。まずそれは改めて言うてください。20年間のうちに何年にここを廃止、もしくは統合、もしくはリフォーム、こうなってるわけや、分かるやろう。統合、廃止、要するに複合施設にしたり廃止したり、長寿命化を図ったりとかいろいろその政策は国のほうで出たわけや。それは先ほどあったように、うちの第5次総合計画も人口は減少しますよ、そこへ少子・高齢化になりますよという総合計画を立てられたんでしょ。今度は第6次もそうやろう、予定してんねんやろう、ちゃうの。そのための総合計画の下に平群町公共施設等の管理計画というのを重要視した位置づけにあるねんで。こんなんちゃんとできてなくて、何で、これ、失礼な話やけど、第5次の検証委員会って、先ほど下中議員が言うてはったけど、推進連絡協議会、できるんかな。それはそれで置いとこう、後でまた話するから。まず1点目、個別の計画の策定は必要かどうか。

2点目、フォローアップできていない。これは非常に無責任な回答やね、僕は思うよ。自分のところはフォローアップするって書いてるよ。これは反省の余地がないって、恥ずかしいことと私は思うよ。各施設の管理計画策定されていない、進捗状況についてはフォローアップ、公表しやなあかんねん。速やかに個別計画を策定して、毎年行われる議会とかに報告しやなあかんねん。今この施設についてはこうなってますよ、現状は、その一覧表もないやんか。個々の計画を作っていない、これでフォローアップみたいなんできるはずがない。

3点目は削減についてはね、0.7%ということやけど、これはこれでね、今言わはったように、複合施設の総合文化センターができてね、その関係と公営住宅、町営住宅やな、その関係の削減でこうなったというけれども、それはそれで20年間の話やからな。僕の今一番ここで求めているのは、第6次総合計画を作るに当たって、第1点目、個別計画の策定は必要か必要ないか。2点目、これについてはフォローアップとして議会並びに住民に公表せねばならないのか、その1点ずつ答えて。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいまの質問にございましたけども、年次計画を含めた個別計画は策定する必要があると考えております。

2点目、フォローアップの件でございます。フォローアップの件については、先ほどできていない、そういうような御答弁を申し上げました。フォローアップについては、個別計画ができておりませんので、今後どこまでフォローアップできるかというような課題はございますけども、個別計画の策定と併せてですね、フォローアップについてもできる限りやっていきたいと思っております。

○議 長

馬本君。

○12番

この3点目の削減計画ができてないのかどうかと聞いたけど、それはそれで置いて。これ、いつ頃しはるの、まず聞かせて。策定は必要があるということは御認識されたんやからな、個々のね。それをいつまでにされるの、それだけ御答弁ください。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

公共施設等総合管理計画で位置づけております各施設はいろいろございます。先ほど議員の御質問にもありました、行政系施設から供給系の施設、学校施設、子育て支援の施設等々ですね、分類的には10の分類に分けてですね、施設がございます。個別計画の策定でございますけども、今ですね、修繕なり改修をするに当たって、国、県の補助金をもらっていくと、そういうふうになりますと、先ほどから申しております個別計画がないと、そういった補助採択にならないというようなことでございます。少なくともですね、学校教育施設関係の改修、改善に当たっては補助採択をにらんでですね、令和2年度で個別の計画を策定されると聞いておりますが、他の施設についてはですね、具体的に何年度に個別計画を策定すると、その辺についてはまだ財政担当のほうでも個別につかんでおらないのが実情でございます。

○議 長

馬本君。

○12番

町長、さっきの下中議員の答弁と全然ちゃうやん。第5次総合計画は平成25年から令和4年度の10年間、残すところ3年しかないねん。第6次総合計画は令和5年から令和14年度の10年間の策定になってるわけや。先ほど言

うたように、国はこういう管理施設については、人口は減少します、少子・高齢化してます、公共施設は老朽化してます、地方自治の財政は非常に皆大変でしようということで、これができたわけや。平群町もこれを作らはったわけや。ほな、20年間に20%総延床面積やで、床やで土地ちゃうで。総床面積を20%以上削減しますよって言うてんちゃうの。それな、ここにあるけども、自分これ出してるやん、これちゃうの。平群町公共施設等総合管理計画、平成29年3月に出してるやん、これ、せやろう。ここにも総合計画のこと書いてあるやん。そこで僕が聞ってるわけや。ということはね、個々の施設について20年間のうち、ここで統合すんのか、廃止すんのか、長寿命化の改修すんのかというのを一つのプランを作りなさいということ言うてるわけやん。それなかって、第6次総合計画は検討できますかと言うてんねん。それを今、巳波課長は、要するにそれについては具体的に分からへんと、こう言うてるわけや。分からへんのんじゃない。けれども、さっき下中議員の答弁で令和3年度に作るという話やったんちゃうんか。3、4で作る、せやろう。2年からいくんちゃうの、もう。3、4でやって2年から具体的にそれは検討してまえと。この2年度でそういう計画を作って、3年、4年で検討してもらわなおかしいんちゃうん、順番にいったら。こんな大事なことね、大変な何やで。これできてないということはな、もうあんまり言うたってしゃあないけども、僕はちょっと憤りを感じてるのは、いつするか分かれへんて。これが腹が立つねん。自分らで作っていかなあかんねん、これ、20年以内に。せやから、例えば庁舎と、こう書いてあるわ、行政。ほんなら、庁舎、清掃センターと書いてあるわけ。それを20年以内のいつ頃に改修するとか、いつ頃廃止するとか、いろいろなことの計画を立てやなあかんねやろう。それを個々の計画が一切できてなかってね、第6次総合計画を作れんのかいな。絶対作られへんで。これ、29年3月に出してるわけやな。国からの発議で、そうしましよと、こういうふうになったわけやろう。全国、これ皆作ってはるねやろう、自治体。それを踏まえて、再度御答弁ください。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

ただいま御質問いただきました件については、議員お述べのとおりというふうに理解しております。公共施設等総合管理計画にですね、先ほどから申します行政系から供給系施設などですね、いろんな施設の位置づけを行っております。その中で個々に修繕するとか改修するとかですね、当然機能を集約するとか、その辺のことについて個別には記載されているところでございます。当



然そういったことをしながらですね、今後20年間で総床面積を20%削減すると、そういうようなことも削減目標ということで設定させていただいております。そのような削減目標の設定に当たってですね、総合計画の管理計画の中で、そういった施設の更新コストについても一定の試算を行っているところでございます。今後40年間でどれくらいのコストが必要になるのか、そういったものも一定の試算はできておりますけども、今の財政状況の中でなかなか具体の個別が非常に立てにくいと、そういうような状況でございます。ただですね、第6次総計が本当に3年ぐらい先に見えている中で、非常に財政状況との関連と5次総との関連というのが密接な関係ではあるんですけども、財政担当としてはですね、ちょっとリンクをしにくいところもあるかと思っておりますので、その辺については御理解お願いしたいかと思っております。

○議長

馬本君。

○12番

いや、何ぼでも理解するねや。理解するねんで。理解するけど、自分ら作られへんで、第6次総合計画。自分ら作ったやつやで、これは。これ、どこでも話題になってねん、今、議会でいろいろと。これ、僕が作ったやつちゃうで。自分たちが作って議員に皆渡しはったやつや、これ。僕、最初言うたやん、これ。総合計画作るのに重要な課題やで、これ。せやから、今言うてるようにね、財政云々、これは更新、統廃合、長寿命化、それと公共施設にしたってな、要するに財政負担の軽減できて、起債やったら起債でできて平準化できんねや、せやろう。そのために自分らが作って、それを公共施設の総延床面積の20%以上を20年間で削除しますって、こう言うてんねん。何で削除するんやというたら人口減りますよ、少子・高齢化ですよというて、これを作ったんやろう。ほんなら、これは第6次総合計画もそうちゃうの。これも一定のベースになるねやろう。ここは大事なベースやで。こんな大事なことやから議会とか住民には、今は状況はこうなってますよということをお知らせします、共有課題として持ちますよというて、フォローアップしますよと、ここに書いてあるねんや、ちゃうの。こうやって書いてあるんちゃうの、これ。せやからね、財政云々を伴う、それはもちろんそうでしょう。都市計画、第6次総合計画もそうでしょう。財政が伴うことは一緒やんか。せやから、今言うた公共施設の20%を削減するんやったら個々にな、この1年間で作っていかなあかんで。作っていかな、こんな議論できへんで。自分が今言うたやんか、僕が言うた文化系の中央公民館と人権交流センター、あすのす平群、もうこれできたやんか。これも作ってないやん、個々に。個々に作ったらすぐできるやんかって。せやから、1

年間かけて、町長、これを作らな第6次総合計画も作れませんのちやいますかと、こう言うてんねや。そんなんなしでも作れまっせって言わはるんやったらね、下中議員言うたようにね、第5次総合計画の検証をどうしてしたんや。検証委員会でどない言うたんや、できるはずあれへん、できてない、せやろう。これ、29年3月に出てんねんで。今、令和2年でっせ、課長。だから、町長、これ、重要な話でっせ。ほんま第6次総合計画を作るのに大変重要な個々の年次計画、20年間の年次計画の中で何年にこうしますと。例えば、清掃センター、あなたがこの間出したんちゃうの。私が一般質問したんちゃうの。たしか令和4年か5年で廃止すると書いてあったんちゃうの。清掃センター、一般質問したね、ちゃうの。老朽化してな、あれはもう廃止しますよということを、たしか令和4年か5年の話やな、出たな、この間の一般質問で僕がそれだけ取り上げたやろう。ということはこの中に入ってるやん、公共施設のここに。町長、この問題は重要な課題と思っはる、どう思っはるの、町長の認識を聞いわ、お願いします。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

公共施設管理計画につきましては、中長期的な視点に立って、公共施設の更新、施設の統廃合、そして長寿命化を計画的に行い、財政負担を軽減し平準化をするために管理計画を作ったところがございますが、公共施設の個別計画はできておりません。これは誠に申し訳ないと思っております。また、フォローアップについてもできてないということで、議員おっしゃるとおり、6次の総合計画を作るに当たっては、財政問題も考えれば公共施設の整備というのは本当に重要な課題だというふうに思っております。議員御指摘いただきましたように、これについてはきちっと策定していきたいというふうに考えております。

○議 長

馬本君。

○12番

町長ね、それやったら言いますけども、第6次総合計画に間に合うまでに作るな、それだけお話ししてよ。そうせやなね、これね、町長、住民に皆公表しやんなあかんて書いてあんねん。ここにフォローアップで書いてあんねんで、共有するって書いてある、住民と。ここに書いてまっせ。公共施設の最適配置の検討に当たり、議会や住民に対して随時情報提供を行い、町全体の認識を共有することを図りますと、こう書いてあんねん。例えば、11月ごとに町長が

いつもされてる町民の住民集会やな、開催されんの。あの中へこれもひとつ公共施設はこうなってますよって、ここに載せるのも一つの方法ちゃいますか。載せなければならないねん、共有してんやから、住民説明会に。せやから、町長は重要やということ認識してもうたな、個々に作ることは。せやから、令和3年度で、今2年度やな。3、4でいくさかい、5からやからな。令和2年度で個々の計画を策定していただけますか。それをまた議会に諮ってください。個々のやつを議会に。議会も共有しやなあかんねんで、この話は大事なことやで。そうしやな第6次総合計画を判断でけへんで、採決、議会のほうも。いや、ほんまに大切なことやで、これ。町長、どうでんの、ちょっと今協議しとくなはれ。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

何回か質問いただきました個別計画の件でございます。議員の御質問もありましたように、この計画というのは長期的な視点に立って公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行って財政負担を軽減する、平準化するということでございますので、ちょっと時期は具体的には申し上げられませんが、個別計画を策定できるよう努力してまいりたいと考えております。

○議長

馬本君。

○12番

そしたら、答えられへんで構わへん。この個別の計画がね、あなた、義務と思ってるか、それとも町の責務と思ってるか、それだけ答弁して。答えられへんかったら、それをどっちか答弁して。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

町の責務ということで計画を作るよう努力してまいります。

○議長

馬本君。

○12番

まあ責務ということやさかいに、この字はよう覚えといてな、責務やで。行政の職員の仕事やで、町長、あんたの責務ということやで。今日は百歩譲っておきますわ。けれども、これは私が言える問題違うねんで。住民にかかってくる問題でっせ。まあひとつそういうことで、責務ということで御理解していた

だいて、よろしくこの件については。大体、今度何か月かたったら、これについてどこら辺まで責務ができましたかって、またひよっとしたら聞くかも分かりませんので、その節はお願いしたいなと思ってます。この件はこれで結構でございます。

○議長

ここで職員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

#### 説明員交代

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、馬本議員、大きな項目の4項目め、公共交通空白地域解消へについて、順次お答えさせていただきます。

ただ、1点目はスケジュールの進捗状況におきまして、若干の日程等に相違が出ましたことを御了解いただきたいと思います。

また、小さな項目の4点目につきましては、福祉こども課よりお答えさせていただきます。

まず、1点目についてお答えさせていただきます。

NCバスとは以前より協議を重ね、本町の方策案を事前に示した上で調整を図り、提示した案で実施について了解、了承が得られているところでございます。今回、改めて協議の場を設けておらず、了承が得られた案を次回6月18日に開催する地域公共交通会議の議事として提示する旨を伝えたところでございます。

続きまして、2点目についてお答えさせていただきます。

当初、5月中での会議開催を予定しておりましたが、昨今の新型コロナウイルス感染症拡大防止に鑑み、予定が大幅にずれ込み、6月18日開催となりました。そこで、先日開催いたしました公共交通対策特別委員会でお示した資料で御指摘いただいた点に修正を加えさせていただいたものと同じく説明し、事業実施することの了承を得たいと考えております。

続きまして、3点目についてお答えいたします。

先ほどのNCバス同様、以前より協議を重ね、本町の実施にかかる意向を伝え、事業実施の上で必要となる許認可についての御指示を賜っているところでございます。運輸企画専門官からは、今回の新たな移動支援策について、地域公共交通会議に諮る前に既存の公共交通機関への十分な事前協議、かつ事前了

承が得られるよう尽力するとともに、既存の公共交通機関の了承が得られるのであれば、あとは事業開始時期に間に合うよう許認可の手続を滞りなく進めていく旨、御指示いただいたところでございます。

続きまして、5点目についてお答えさせていただきます。

この意向調査につきましては、6月18日開催の地域公共交通会議での了承が得られ次第、実施をしていきたいと考えており、6月23日には65歳以上の方全員に発送を予定しております。提出期限を2週間程度設け、以後、集約・分析してまいります。調査の周知方法でございますが、町ホームページやフェイスブック、7月号広報などを通じて周知してまいりたいと考えております。また、長寿会連合会や民生児童委員会などを通じて、機会があれば周知していただけますよう協力依頼もしてまいりたいと考えております。

最後に、大きな項目の2点目、実証運行にかかる補助金の概要についてお答えいたします。

実証運行において、最大3年間、奈良県の「安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金」の活用が見込まれます。3年間の実証運行が対象となるということでございます。この補助金は事業費の3分の1の補助率で、上限が400万円とするものです。活用にあたっては採択される必要がありますので、採択されるよう滞りなく鋭意確保に努めてまいります。

以上でございます。

#### ○議長

ここで時間延長を行います。午後6時までといたします。福祉こども課長。

#### ○福祉こども課長

それでは、馬本議員の4点目の介護保険事業計画等の策定委員会での事業概要の説明及び財源措置の協議内容についての御質問にお答えいたします。

5月19日に開催をしました介護保険事業計画等の策定委員会において、移動支援案について説明を行いました。事業概要としまして、高齢者の介護予防や閉じ籠もり防止など、生活支援等の観点から第8期介護保険事業の計画策定において、既存の公共交通機関等では支援できない高齢の交通弱者に対してデマンド方式で支える福祉事業を実施していきたい旨の説明を行いました。

財源措置については、65歳以上の方を対象に介護保険法における保健福祉事業として実施し、介護保険料を財源とした事業の説明を行いました。委員の方々からは、対象者をなぜ限定しているのか、運行車両台数が少ないのでは、運行時間の延長を、事業の実施費用はどの程度必要かなど、様々な御質問や御意見を頂きました。今後はこの移動支援について、引き続き第8期介護保険事業計画において協議していくこととなっております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

1点目につきましては、NCとの協議は今までずっとやっていただいているということで一定了承を得ておるということで御答弁いただきましたので、今度6月18日に予定されております公共交通会議において、了承案を了解していただきますようによろしくお願いいたします。NCの方々の御理解を私は感謝をいたします。

2点目、5月に予定しておられました公共交通会議ですな、これについてはコロナ感染症拡大に鑑み、6月18日に開催されるということで今御答弁いただいたわけですが、地域公共交通会議の委員の皆さん方の了解、また御理解をいただくことを事務局としてよろしくお願いをいたします。

3点目、運輸支局の件でございますが、いろいろな関係で現在の公共交通の関係とかいろいろな関係で支局の方にはいろいろ指導していただいているということをお答弁いただきましたので、運輸支局の皆さん方の御理解と私は感謝をいたします。今後とも許認可の指導をしていただきますように、運輸支局の方にはよろしくお願ひしたいなと思います。

また、4点目でございます。介護保険事業計画策定についての第8回策定計画がこの間議論されまして、いろいろその中で策定委員さんで先ほど述べられたようないろいろな質問があったということで、デマンドタクシー導入に向けて私は今の御答弁を伺って、前向きにというふうに理解をしておりますけど、この御答弁を前向きに協議していただいているということで取らせていただいているかどうか、再度御答弁をお願いいたします。

続きまして、5点目、今度はこのについて住民意識調査を7月1日から65歳上の方に配布するよと。その点で2週間程度ということで、この予算についても公共交通会議の方で御予算をしていただいているということに感謝してまです。担当所管課の方にひとつ御迷惑をかけますけど、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

それと、2点目については、今日、朝あったように、県の安心して暮らせる地域公共交通確保事業補助金ということで、3年間のこれ、実施運行ちゃうで、実証運行に対する補助金。そういうのはやっぱりね、3年以上、ここで聞きたいんですけども、実施運行した場合、出るんか出ないかも改めて御答弁いただけますか。また、今度来年10月から補助金を確保するためにも、またひとつ御努力を補助金採択についてお願ひしたいなというふうにも思っております。

それについて再度、御答弁願えますか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

それでは、再質問にお答えさせていただきます。

策定委員会で、デマンドタクシー導入に向けては前向きと理解すべきかとの御質問です。委員の方々からは事業の必要性について一定理解をいただいていると思っています。前向きに協議いただけるものと考えております。

なお、委員からの意見では、より一層の充実に向けての御提案があったと、そういうように言っていただいたものと認識しております。

以上でございます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

補助金の関係の質問でございます。先ほど実証運行につきましては、3年間対象ということなんですけども、実施運行、これにつきましては、現在確認しているところでは対象にならないというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長

馬本君。

○12番

デマンドタクシー導入について、策定委員さんの方は一定の理解をいただいているということをお答えいただきましたので、策定委員さんについては、またひとつ今度の第8期に向けての策定委員会でいろいろあると思うんや。何回かあると思いますねけど、その節はひとつよろしく、実施に向けてのお願いをしたいなというふうに、ここでお頼みしておきます。担当課長、ひとつよろしく頼みます。

それと、補助金のほうについても、実証運行については3年間、上限が400万、3分の1ということで実施運行になれば補助金ゼロということになるということで、改めて一定の理解はしました。要するに、デマンド交通の導入については、3年間だけ実証運行にだけ対応しようと、県の政策というふうに認識しています。ひとつよろしくお願ひしたいなと。これから、またこの件につきましては、今回スケジュールについて聞いておりますので、あのスケジュール表をもうた中で、今回6月議会で、抜粋して、聞いたわけでございます。また9月議会までにいろいろ行われると思います。その節は町長、ひとつよろしく

お願いします。

議長、私の一般質問を終わりますので、ありがとうございました。

○議長

それでは、馬本君の一般質問をこれで終わります。

あと5名の質問者がありますが、これをもって本日の一般質問を終了し、明日改めて一般質問を行いたいと思います。

本日の会議はこれで延会したいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。本日はこれで延会することに決定いたしました。明日は午前9時から本会議を開き、一般質問を続行します。

本日はこれで延会いたします。

(ブー)

延 会 (午後 4時47分)